

令和6年

笛吹市議会
第4回定例会会議録

令和6年12月 2日 開会

令和6年12月18日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第176号

令和6年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月25日

笛吹市長 山下政樹

1 期 日 令和6年12月2日

2 場 所 笛吹市議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

不応招議員（なし）

令和 6 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 2 日

令和6年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和6年12月2日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 議案第125号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第126号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第127号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第128号 笛吹市福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第129号 笛吹市保育所条例の一部改正について
- 日程第10 議案第130号 令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第11 議案第131号 令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第132号 令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第133号 令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第134号 令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第135号 令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第136号 令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第137号 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第138号 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第139号 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第140号 不動産の無償譲渡について(大坪ふれあいプラザ)

- 日程第21 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市立石和第二保育所）
- 日程第22 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居子育て支援センター）
- 日程第23 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市はなぶさふれあい児童館）
- 日程第24 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市御坂児童センター）
- 日程第25 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代地域振興交流センター）
- 日程第26 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居スポーツ広場及び夜間照明施設（グラウンド、テニスコート））
- 日程第27 議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市芦川国民健康保険診療所）
- 日程第28 議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市みさかふれあい交流センター）
- 日程第29 議案第149号 山梨県市町村総合事務組合の事務及び規約の変更について
- 日程第30 議案第150号 山梨県市町村総合事務組合の財産処分について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

3番 荻野陽子

4番 松本なつき

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	山下政樹	副市長	深澤和仁
教育長	望月栄一	総務部長	雨宮和博
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	中山勲
市民環境部長	新開晴彦	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	田中暁子	産業観光部長	河野英明
建設部長	佐藤直規	公営企業部長	佐藤みのり
教育部長	太田孝生	総務課長	小林匡
政策課長	小澤宏之	財政課長	柿嶋信
消防長	鶴川功		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井上博之
議会書記	宮澤まな美
議会書記	小澤卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年笛吹市議会第4回定例会を開会いたします。

令和6年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走を迎え、何かと慌ただしくなっております。日中は暖かい日もありますが、朝夕はめっきり寒くなり、少しずつ冬の到来を感じます。

本日、12月定例会が招集されましたところ、議員をはじめ、関係部局の皆さま方にはご出席をいただき、ここに開会できますことは、誠にご同慶に堪えないところであります。

改選後の初議会となります。令和6年第3回臨時会で議長選挙に立候補いたし、11月15日付けで議長に就任させていただきました。

改めまして、その職責の重さを痛感しているところであります。

地方自治におきましては、行政と議会が切磋琢磨をして、自立した自治体経営と地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことが求められております。

二元代表制の一翼を担う議会は、行政の監視機能はもとより政策立案機能の充実に向けて、精力的に取り組んでいかなければなりません。

市民の代表として、市民の皆さまの声をしっかりと行政に届け、市民の皆さまのために何ができるか、身近で信頼される実行力のある議会を目指して、全力で傾注してまいりたいと思っておりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今議会には市長より条例案件5件、補正予算案10件、その他案件11件、合わせて26件が提案されております。

議員の皆さま方には、会期中の格別のご精励をいただき、慎重審議を尽くされ、市民の皆さまの安全・安心な生活の安定に寄与されるとともに、議事運営につきましても特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いをいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第3番 荻野陽子君および
議席第4番 松本なつき君
の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月18日までの17日間と決定いたしました。

○議長（神宮司正人君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日まで受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

続いて、監査委員から令和6年8月分から令和6年10月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めましたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布をしました活動報告のとおりでございます。

○議長（神宮司正人君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 議案第125号から日程第30 議案第150号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和6年笛吹市議会第4回定例会の開会にあたり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、笛吹市市制施行20周年記念式典についてです。

10月12日、笛吹市スコレーセンターにおいて「笛吹市市制施行20周年記念式典」を開催しました。

式典では、山梨県副知事、国会議員、県議会議員、近隣自治体の首長をはじめ来賓の皆さまや、市政功労者、公職退任者など約300人が出席される中、市の発展のためにご尽力いただいた方々の功績と貢献に深い敬意と感謝を表し、表彰状や感謝状を贈呈いたしました。

また、共に市民栄誉賞を受賞いただいている、直木三十五賞受賞作家の辻村深月様、東京2020オリンピックレスリング男子フリースタイル金メダリストの乙黒拓斗様からのお祝い

メッセージの披露や、笛吹高等学校すいれき太鼓部の勇壮な和太鼓演奏などが行われ、20周年の節目を彩る活力に満ちた式典となりました。

式典を通じまして、先人の皆さまが守り、築き上げてきた本市の歴史や文化、自然環境、産業などを改めて振り返るとともに、これからは本市の「飛躍のとき」であると、決意を新たにしましたところ です。

次に、第45回川中島合戦戦国絵巻についてです。

11月4日、笛吹市市制施行20周年を記念し、「第45回川中島合戦戦国絵巻」を開催しました。

今年は、武田信玄公役に俳優の小堺一機さん、上杉謙信公役にはタレントの関根勤さんを迎え、お二人の息の合った掛け合いに、会場に詰め掛けた2万5千人の観覧者からは笑顔が溢れました。

また、小堺さん出演のテレビ番組を模して、サイコロにより戦法を決めたり、運動会でおなじみの大玉転がしや玉入れを戦国風にアレンジして戦ったりと、斬新な合戦模様に会場は大いに沸き、歓声に包まれました。

次に、FUJIYAMAツインテラス、リリーベルヒュッテの来訪状況についてです。

すずらん群生地駐車場とFUJIYAMAツインテラスを結ぶシャトルバスは、運行を開始した4月25日から11月30日までの間に、約2万人が利用しています。

また、エントランス施設「Lily Bell Hütte」には、FUJIYAMAツインテラスからの富士山の眺望を目指し来訪された観光客だけでなく、新道峠周辺の山々で登山やトレッキングを楽しむ方たちが大勢立ち寄り、カフェで本市のソウルフード「ラーほー」を楽しんだり、観光案内所で市内周遊の旅程を相談したりと、4月25日のオープン以降、約2万4千人もの方が訪れ、大きな賑わいを見せています。

今シーズンのシャトルバスの運行とリリーベルヒュッテの営業は、11月30日までで終了しました。冬季期間は休業となりますが、来春以降も多くの方がFUJIYAMAツインテラスを訪れ、本市の魅力を知る契機とするとともに、FUJIYAMAツインテラスを拠点として石和・春日居温泉郷をはじめ市内各所への誘客を広げていくため、取り組みを進めていきます。

次に、ラーほーの日記念日キャンペーンについてです。

ラーメンの日である7月11日と、ほうとうの日である4月10日を合わせ、昨年から11月21日を「ラーほー」の日としています。

ラーほーの日を記念し、本年は、11月1日から30日まで、一杯500円で食べられるキャンペーンを16の協力店舗で実施し、それぞれの店舗でバリエーション豊かにアレンジされた一杯が提供されました。また、株式会社セブンイレブン・ジャパンでは、期間限定で県内全てのセブンイレブンで「ラーほー」を販売し、大変な反響をいただいております。

今後も市内外の多くの方々に本市のソウルフード「ラーほー」を味わい、親しんでいただきたいと思 います。

次に、ワインイベント「フエフキワインパークラウンジ」についてです。

11月30日、12月1日の2日間、笛吹みんなの広場において、初冬の笛吹市を楽しむアウトドアワインイベント「Fuefuki Wine park Lounge」を開催しました。

市内ワイナリー11社と地元の飲食店などが集い、多くの皆さまにワインと料理のペアリングを味わっていただき、本市のワインの奥深さとその魅力を再発見していただく機会となりました。

引き続き、本市産ワインの知名度の向上と、消費の拡大に向け、取り組みを進めていきます。次に、石和温泉郷イルミネーションについてです。

11月30日から来年1月31日まで、さくら温泉通りおよび石和温泉駅から石和駅前通りにかけて、本市の冬を代表するイベントである石和温泉郷のイルミネーションを実施しています。

さくら温泉通りでは、往復約3キロメートル、173本の桜に55万球のLEDが灯り、近津川の水面には光り輝くイルミネーションが反射する、幻想的な光の並木道となっています。

本年は、市制施行20周年を記念して、さくら温泉通りのウッドデッキにローマ字で「FUEFUKI」と記したモニュメントを設置し、イルミネーションと相まって絶好のフォトスポットとなっています。

また、期間中は、毎週土曜日に石和源泉足湯ひろばやウッドデッキスペースにキッチンカーなどを出店し、寒さ厳しい季節でも、ほっと心が温まる癒しの空間として、石和温泉郷を演出しています。

次に、自衛隊による笛吹みんなの広場災害時活用検証訓練についてです。

笛吹みんなの広場は、設計段階から、地震災害発生時に自衛隊による災害派遣の活動拠点となるよう計画をし、整備をしました。

災害に際し、迅速に自衛隊の派遣部隊を受け入れ、救助活動が展開されるよう、災害時に派遣される陸上自衛隊東部方面特科連隊に訓練実施を依頼し、11月16日、笛吹みんなの広場において活用検証訓練を実施をしました。

会場では、同連隊の第1大隊第3中隊長の指揮のもと、電気設備や上下水道、マンホールトイレ、井戸水など、拠点運営に必要となる広場の設備等の確認や活用方策の考察、重量のある大型車両を配置する際に路面や地中の配管に支障を来さない搬入導線の精査、広場を拠点とした市内の無線通信範囲の確認、効果的な配備レイアウトの検討等、自衛隊員と市職員が連携し、円滑に拠点を設営するための検証を行いました。

併せて、炊き出し訓練や派遣車両、装備品の展示、災害派遣部隊による被災地活動のパネル展示も行われ、多くの見学者が来場をしました。

今回の実証結果をもとに、改めて市や自衛隊で実効性のある拠点設営に向けた検証を進めてまいります。

次に、指定避難所備蓄倉庫整備についてです。

令和3年度から6年度にかけて、市内28カ所の指定避難所に53棟の防災備蓄倉庫を設置し、避難所開設初期に必要な防災物品の整備が完了をしました。

これにより、市内全ての指定避難所が災害発生時に迅速に開設をし、避難者を受け入れることができるようになりました。

引き続き、市民の命を守るまちづくりに向け、防災、減災、強靱化に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、フードドライブおよび子ども家庭支援事業についてです。

10月16日から11月15日までの1カ月間、市民の皆さまから職場やご家庭で眠ってい

る食料品を持ち寄っていただき、食を必要とする方々にお届けする取り組み「フードドライブ」を実施し、期間中は、多くの食料品が寄せられました。これらの食料品は、今後、認定NPO法人フードバンク山梨を通じて、県内の支援が必要なご家庭へ提供されることとなっています。

また、12月3日には、本市独自の取り組みである「子ども家庭支援事業」により、学校給食が提供されない冬休みの期間においても子どもの食事が安定して確保されるよう、フードバンク山梨と連携し、小中学生がいる生活支援が必要な子育て世帯約200世帯に対し、米やレトルト食品、缶詰等を配送し、夏に続き今年度2回目の食糧支援を行います。

今後も、生活困窮で支援を必要とする子育て世帯等に対し、食料支援の取り組みを行ってまいります。

次に、笛吹市戦没者合同慰霊祭についてです。

11月27日、笛吹市スコレーセンターにおいて、先の大戦における本市出身の戦没者および戦争犠牲者2,045人の尊い犠牲性に哀悼の意を表するとともに、恒久平和を祈念するため「令和6年度笛吹市戦没者合同慰霊祭」を開催しました。

当日は、ご遺族の皆さまや、峡東保健福祉事務所長、県遺族会理事長、県議会議員、市議会議長をはじめ来賓の皆さま、市議会議員各位にご参列をいただき、厳かな雰囲気の中、参列者全員が一人ひとり祭壇に献花を行いました。

また、今年度から市立中学校の生徒にも参列いただくこととし、一宮中学校の生徒の代表が平和宣言を行いました。

次の世代を担う子どもたちに戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、受け継いでいく機会となるよう、今後も取り組みを継続していきます。

次に、第28回「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会についてです。

今年の俳句会には、全国45都道府県の小中学校から応募があり、516校から3万6,211句のみずみずしい作品が寄せられました。

12月21日には、いちのみや桃の里ふれあい文化館において表彰式を開催し、文部科学大臣賞をはじめ、蛇笏・龍太特別賞などの感性豊かな入賞作品を発表します。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案5件、補正予算案10件、その他の議案11件、合わせて26件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」および「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、人事院および山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告等に鑑み、民間の給与との較差を是正するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員給与条例の一部改正について」は、給与の適正化を図るため、55歳を超える職員の昇給の抑制措置を講ずることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市福祉センター条例の一部改正について」は、春日居福祉会館「やまゆりの湯」の使用料の納付方法に、回数券およびフリーパス券を規定するとともに、その使用料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市立保育所条例の一部改正について」は、令和7年4月1日から笛吹市立石和第五保育所を民営化することに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）」については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億3,663万円を追加し、総額を469億368万円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税に3,413万円を追加しました。

国庫支出金は、生活保護費負担金やマイナンバーカード交付費補助金など1億1,433万円を追加をしました。

また、県支出金には、山梨県物価高騰対策・子育て世帯応援臨時交付金や障害児通所給付費負担金など3,186万円を追加をしました。

さらに、基金繰入金3億4,257万円、市債1,190万円などをそれぞれ追加しました。

歳出の主なものは、人事院勧告に基づき、職員の月例給については、全体平均で3.0%、期末手当および勤勉手当については、それぞれ支給月数0.05月分の引き上げなどを行うため、職員人件費に2億5,928万円を追加をしました。

また、山梨県物価高騰対策・子育て世帯応援交付金を活用した子育て世帯への支援として、乳幼児の養育に欠かせない紙おむつやミルク等が値上がりしている現状を踏まえ、0歳から2歳までの乳幼児のいる世帯を対象に、乳幼児1人に対し1万円の給付金を支給するため、物価高騰対策・子育て世帯応援臨時給付金給付事業に1,555万円を追加をしました。

さらに、通常学級に在籍している児童生徒が、希望により障害や特性に応じた特別な指導を受けられるよう八代小学校に設置している通級指導教室「笛吹市ことばと発達のサポートルーム」について、利用する児童生徒の増加に伴い教室が不足していることから、令和7年度から新たに石和北小学校に教室を設置するため、ことばと発達のサポートルーム設置事業に796万円を追加をしました。

このほか、生活保護費支給事業に1億5,178万円、障害児通所支援事業に4,869万円、児童館空調設備整備事業に462万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ4会計において、総額3,464万円を追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」をはじめ5会計において、総額805万円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「不動産の無償譲渡について」は、令和7年4月1日をもって大坪ふれあいプラザを地元行政区に無償により譲渡したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「公の施設に係る指定管理者の指定について」は、令和7年3月をもって指定期間が満了する5件、新たに指定管理を導入する2件について、令和7年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について」は、令和7年3月をもって指定期間が満了する笛吹市みさかふれあい交流センターについて、指定期間を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「山梨県市町村総合事務組合の事務及び規約の変更について」は、交通災害共済事業に

ついて令和7年度を加入募集の最終年度とし、令和9年度をもって廃止となることに伴い、同組合が共同処理する事務および規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「山梨県市町村総合事務組合の財産処分について」は、同組合が共同処理する交通災害共済事業の廃止に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくはそれによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月3日から12月8日までは、議案調査のため休会といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月3日から12月8日までは、休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、12月9日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

令和 6 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 9 日

令和6年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和6年12月9日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第125号-議案第150号(一括上程)
上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮司 正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公 営 企 業 部 長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますのでご静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案「議案第125号」から「議案第150号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは、11名から18問の通告がありました。

質疑および質問は、配布いたしました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡潔、明瞭、率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問が全て終了した後となりますので、ご承知を願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点、質問をさせていただきます。

はじめに、GIGAスクール端末の更新について、お伺いいたします。

GIGAスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことにはじまり、児童生徒に1人1台の端末を配備しました。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えます。同時にこれまで活用してきた端末の処理をどのように進めていくのかが大きな課題になります。

文部科学省、経済産業省、環境省の合同通知で示された方法で端末が再使用、再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念があります。

2025年1月以降、国際条約（バーゼル条約）の改訂により、政府間合意がない限り輸出

は原則禁止となるので、使用済み端末の再使用または再資源化について、法律を遵守した適切な対応が求められています。

また、3省合同通知では「データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏洩に対する責任を問われる可能性もある。」とも言及されています。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がG I G A端末に残っている可能性があります。G I G A端末の記憶媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により、確実にデータを消去しなければ、子どもたちの個人情報の流出に繋がりがねません。

そこで2点お伺いいたします。

1として、本市においては、来年度以降、何台程度を新端末に買い替え、旧端末を処分する必要があるのか。その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取り組みについてお伺いいたします。

2として、市民環境部が廃棄物行政の所管として責任を持って教育委員会および小型家電リサイクル法の認定事業者等と連携し、主体的に対応することになります。そこで、本市を含む収集区域における小型家電リサイクル法の認定事業者数を明らかにするとともに、環境省通知に基づく市民環境部と教育委員会、認定事業者等の連携への認識と取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、タブレット端末の更新と処分についてです。

本市では、耐用年数を迎える児童生徒用タブレット端末を入れ替えるため、令和6年度中にタブレット端末4,645台を購入し、初期設定を終えた端末から順次更新を行い、令和7年10月までに全ての児童生徒用タブレットの更新を完了する予定です。

処分に当たっては、個人情報などの漏洩事故を確実に防止するため、漏洩防止対策を講じている小型家電リサイクル法認定事業者に委託し、破碎処理するとともに再資源化を図ります。破碎処理の際には、教育委員会の職員が立ち会うとともに「破碎証明書」を取得するなど適切に処理されたことを確認します。

これらの取り組みを通じて、教育環境の充実を図りつつ、環境負荷の低減にも努めていきます。

次に、小型家電リサイクル法の認定事業者数、市と事業者の連携についてです。

小型家電リサイクル法の認定事業者は、全国に67事業者、山梨県を収集区域としている事業者は19事業者、県内には1事業者があります。

児童生徒用タブレットの処分にあたり、個人情報などの漏洩事故を防ぐために関係機関が連携することは重要だと考えます。現在、市民環境部に事業者や手続き方法の情報提供を求めるなど連携を図りながら、端末処分の計画を進めています。今後も国が提示した端末処分方針に基づき、市民環境部や委託業者と連携を図りながら適切な処分を実施していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。再質問させていただきます。

漏洩防止対策として、小型家電リサイクル法の認定事業者に委託するという答弁がございましたけれども、先ほども話させていただきましたけれども、本当に端末の記憶媒体は単純な物理破壊では再生、復元が可能とされております。この点につきまして、データの消却は大変重要になりますけれども、その点についてご質問をいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

本市では、文部科学省のガイドラインに基づき、処分を小型家電リサイクル法認定業者に委託します。

単純な物理破壊ではなく、部品の判別ができなくなるよう、破碎機によりタブレット本体を粉碎するため、データの復元は不可能であり、漏洩リスクはありません。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

それでは、2点目としまして、認知症の人の行方不明者対策の強化について、お伺いいたします。

警察庁のまとめにより、2023年、全国の警察に届け出があった認知症、またその疑いがあった行方不明者が延べ1万9,039人に上ったことが明らかになりました。

認知症の方等が行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、3日目以降では、生存する可能性が急激に低くなっているとのことです。実際、行方不明になった人の中で502人が亡くなって見つかり、250人が発見されていないとのことです。

特に独居の方の場合は、行方不明になったことに気づくことが遅れ、捜索開始に遅れがあり、結果として、発見が遅れることにもなります。行方不明者を発見した人の半数が探していた人ではなく、偶然に見つけた人とのことです。

そこで、今後、確実にますます増加してきていることが懸念される認知症の行方不明者に対する、GPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施、また衣服等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取り組みを推進すべきと考えますが見解をお聞かせください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

GPSを利用して高齢者の居場所を特定し、認知症などにより家に帰れなくなった高齢者を探索する方法については、高齢者を介護する家族の支援や高齢者の安全確保の観点から一定の効果があると認識をしております。

GPSを活用した機器については、介護保険サービスの対象となっているものもあり、原則1割の自己負担で利用することができます。そのため、現段階では購入補助などは考えていませんが、高齢者の安全確保をさらに推進するため、先進地の事例を参考に研究していきます。

GPSを利用して、実際にスマートフォンや携帯電話の位置情報から、行方不明の高齢者が発見された事例などもあることから、本市では高齢者を対象としたスマートフォンの使い方講座を開催し、日常的な活用を促しています。

QRコードの活用についても、GPS端末と同様に一定の効果があると認識しているため、先進自治体の活用状況などを研究していきます。

なお、独居高齢者の安全対策については、地域の見守りが重要です。通いの場や多様な生活支援体制の充実を図ることで、支え合い・助け合い・つながりのある地域づくりを推進していきます。

また、認知症について正しく理解し、地域での見守り役になることが期待される「認知症サポーター」を引き続き養成することで、身近な高齢者を温かく見守るとともに、認知症等で家に帰ることが難しくなった高齢者を見つけたときに、優しい声かけや関係機関への連絡など適切な行動がとれる人材を増やしていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。再質問はございません。意見を少し述べさせていただきます。

GPSの関係ですけれども、日本列島に幾つか衛星がありまして、本当に、その技術は世界最高でございます。差はわずか6センチということになっておりますので、これもどんどんまた国として研究開発しまして、そして将来においては11基、その衛星をつくってやっていくということになっております。

世界に誇るGPS端末の狂いのない日本ですから、どうかそれを大いに活用していきたいと思えます。

そしてまた、高齢者の方々が本当に認知症になって徘徊してしまう場合は、ご家族の皆さまは本当にご苦労をされていることと思えます。

本人の尊厳に対しても、本当に尊厳が満たされない、そういう場面に立ち向かうこともあろうかと思えますし、家族の皆さまにとって生活が本当に大変な状況になっていると思えます。

ぜひ皆さまが安心して、そして見守りながら、地域で見守りながら、認知症の方が、家族にあってもみんなで助け合っていける、そういう笛吹市を目指していただきたいと思います。どうぞ今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります

次に、通告に従いまして、中川秀哉君の質疑および質問を許可いたします。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

はじめに、このたび、10月27日の笛吹市議会議員選挙におきまして、笛吹市民の皆さまより6度目のご負託をいただきました。私は、これまで以上、初心を忘れず、笛吹市政の発展と市民生活向上を目指し、政策実現のため切磋琢磨してまいりますこととお誓いを申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

1問目、農作物の病害虫・鳥獣害対策と課題についてでございます。

本年は、全国30都道府県にカメムシの大量発生が確認され、多くの果樹を含む農作物全般に被害が及んでいる。「過去10年で最多の発生」との報道がありました。山梨県といたしましても、7月11日付けの県内の全地域で病害虫発生注意報が出たと報道もありました。

特に「笛吹市の主力農産物の桃や葡萄にも影響が出て出荷量が減っている」との農家からの悲痛な情報も伺ったところでございます。

このカメムシにつきましては、国内で39種が確認されております。そして、県内の5月10日におきます病害虫防除所の情報第1号におきましては、チャバネアオカメムシ、クサギカメムシ、ツヤアオカメムシなどが発見をされていると伺っております。

また他方で「最近カラスやヒヨドリ等よる鳥獣害にも悩まされている」との情報も若手農業従事者から寄せられております。

この鳥獣害につきましては、農水省調べでは、令和4年度の野生鳥獣による全国の農作物被害は約156億円、また被害面積は約3万4千ヘクタール、被害量といたしましては約46万9千トンに及ぶと言われております。

また、主要な鳥獣種類別の被害金額につきましては、イノシシやカモなどは減っているものの、シカやアライグマ、カラス、ヒヨドリ等が多数、被害が寄せられております。

さて、この背景につきましては、先のせん孔細菌病と同様に近隣の森林公園や耕作放棄地に生息する病害虫や鳥獣害から影響を受けている可能性が大きいものと考えます。

上記を踏まえ、本市といたしましても、安定的な農作物の供給支援に対する笛吹市の取り組みと課題について以下、市当局のご見解をお伺いいたします。

- (1) 市内地区別防虫害に対する被害調査と市の取り組みは。
- (2) 市内地区別鳥獣害に対する被害調査と市の取り組みは。
- (3) 過去5年間の市内地区別耕作放棄地の面積の推移は。
- (4) 関係機関との協議について。

(5) 有効な病虫害防除対策と品薄と予想されております農薬の確保について、また供給対策について伺います。

(6) 鳥獣害撃退策の情報周知と猟友会等による駆除依頼のほか農家支援の方策について。以上、6点お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、病虫害に対する地区別の被害調査と市の取り組みについてです。

農産物に甚大な被害が発生した場合、県やJ Aと協力し、病虫害の被害状況の調査を行います。病虫害の種類に応じた地区別の調査は実施していませんが、今年度は、本市においても中山間地域や遊休農地の周辺を中心に、カメムシの被害があることを確認しています。

市では、県の農務事務所や病虫害防除所から発せられる病虫害発生予報を基に、J Aを通じ農薬散布などの適切な防除方法を周知しました。

また、全国的にも例年に比べてカメムシの被害が発生していることから、現在、本市が事務局を務める日本桃産地協議会に所属する全国31の構成団体に対し、被害状況や対策についてのアンケート調査を実施しており、情報の共有を図り、有効な防除策等に生かしていきたいと考えています。

なお、来年度、県において、病虫害の発生状況等を定点調査するフェロモントラップを市内に設置する予定であり、これまで以上に地域に即した病虫害の発生予測と実態の把握が行われます。

引き続き病虫害の発生状況を早期に把握するとともに、県やJ Aと連携し、状況に応じた適切な防除が行われるよう取り組んでいきます。

次に、鳥獣に対する地区別の被害調査と市の取り組みについてです。

鳥獣に対する地区別の被害調査は行っていませんが、中山間地域を中心に、市内全域で食害等が発生しており、猟友会からの情報提供や有害鳥獣の捕獲頭数から、令和5年度中の市内における鳥獣による果樹、野菜などの被害面積は38.6ヘクタール、被害金額は2,570万円と推計しています。

被害軽減の取り組みとして、猟友会の協力により、シカ、イノシシ、カラスなどの有害鳥獣の駆除を行っているほか、土地改良事業の実施にあたっては、被害の発生が懸念される場所等に獣害防止フェンスを設置しています。

次に、過去5年間における地区別耕作放棄地の面積の推移についてです。

令和元年度から令和5年度までの耕作放棄地の地区別の推移をお答えします。

令和元年度の地区別の耕作放棄地は、石和地区が15.4ヘクタール、御坂地区が77.2ヘクタール、一宮地区が33.7ヘクタール、八代地区が38.9ヘクタール、境川地区が148.6ヘクタール、春日居地区が38.6ヘクタール、芦川地区が42.3ヘクタールでした。

令和5年度には、石和地区が7.9ヘクタール、御坂地区が68.7ヘクタール、一宮地区が34.4ヘクタール、八代地区が60.8ヘクタール、境川地区が169.3ヘクタール、春日居地区が43.2ヘクタール、芦川地区が70.4ヘクタールとなっています。

令和元年度と比べると、石和地区で7.5ヘクタール、御坂地区で8.5ヘクタール減少しましたが、一宮地区で0.7ヘクタール、八代地区で21.9ヘクタール、境川地区で20.7ヘクタール、春日居地区で4.6ヘクタール、芦川地区で28.1ヘクタールとそれぞれ増加しています。

市全体では、令和元年度は394.7ヘクタール、令和5年度は454.7ヘクタールと、5年間で60ヘクタール増加しています。

次に、関係機関との協議状況についてです。

農作物の病害虫対策については、県やJAと病害虫の発生状況や防除対策の情報共有を図っています。また、鳥獣害対策については、猟友会、県、JA、農業委員会とともに笛吹市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、鳥獣害対策などを協議しています。

引き続き、病害虫や鳥獣害への適切な対策に向け、関係機関と連携を図り、取り組んでいきます。

次に、有効な病害虫防除対策と品薄の農薬確保および供給対策についてです。

病害虫の防除対策は、病害虫の発生状況に応じて県やJAから情報が提供されています。JAによると、農薬の供給不足はなかったとのこと。今後、防除に必要な農薬の供給不足が懸念される場合には、関係機関と協力して必要な対応を図っていきます。

次に、鳥獣害対策の情報周知、猟友会による駆除依頼、農家支援の方策についてです。

鳥獣害対策の情報周知については、電気柵の購入等の補助事業や市民向けのアライグマ捕獲従事者講習会など、鳥獣害防止に向けた取り組みについて、市のホームページや広報紙、JAを通じ周知しています。また、市民から問い合わせがあった場合は、その内容に適した鳥獣害対策を案内しています。

猟友会への駆除依頼については、市民からの情報などを基に市の担当者が現場を確認する中で、銃器の使用や罠の設置など、その都度、猟友会と協議し、現場の状況により駆除を行っています。

農家の鳥獣害対策に対する支援については、電気柵等の購入費補助や地域が管理する獣害防止フェンスの原材料支給、アライグマの捕獲檻の貸し出しを行っています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

お伺いしていますと、このカメムシに対する被害、また鳥獣害の被害というのものもある、この反面の中で、やはりこの耕作放棄地の課題というのは、ますます緊急を要するものと考えます。

特に笛吹市の主力のふるさと納税にかかるシャインマスカット、ブドウ、桃も含め、また基幹産業である農家さんを守るためにも、私たち公明党が訴えさせていただいております農業特区というものもぜひ参考にさせていただきまして、ぜひとも今後とも新たな推進をお願いしたいと思います。

また、市のほうでは、このような笛吹市鳥獣害防止計画を、対策を立てられているということでございますので、しっかりまた県と、関係機関と協議をしていただきまして、一日も早い

対策を求めておきます。よろしくお願いたします。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

2問目は、市の防災計画・防災訓練についてお伺いします。

国の中央防災会議では、6月に国や自治体による災害対応の基礎となる防災基本計画の修正を決め、能登半島地震で高齢者などの要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に「福祉的な支援」の必要性を明記されました。修正された計画では、自治体に対し、普段から住民らの状況を把握できるよう保健師や福祉関係者、NPOなどと事前に調整するとともに、災害時に個人情報をごとまで共有するか検討に努めることが求めています。また、指定避難所の保健衛生環境の整備が必要で、特に快適なトイレ環境の整備が求めているところでもございます。

また避難所生活が長期化する中で、女性や高齢者から「困ったこと」など、様々なご意見があり、特に女性ならではの視点から、避難所生活の改善点など、数多く要望が寄せられたところでもあります。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、避難所運営委員会等を設置し、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示されております。男女共同参画の指針では避難所運営の女性リーダー・サブリーダーを3割にすることを目標としており、また自治体職員の防災担当職員や備蓄品についても女性の視点が大変に重要であり、日頃から女性の意見を取り入れられるよう、環境整備が必要であると考えます。

このほか、避難訓練におきましては、防衛省自衛隊ホームページによりますと、各種災害への対応について、自衛隊は、大規模災害を含む各種の災害に迅速かつ的確に対応するため災害派遣計画を策定するとともに、「自衛隊統合防災演習」をはじめとする各種防災訓練の実施および地方公共団体などが行う防災訓練への積極的な参加等を通して、各省庁などの関係機関との連携を図っていると記載されているところを発見しました。そのため、今、山梨県を担当されております陸上自衛隊第1師団と関係団体とともに、笛吹みんなの広場を防災指令拠点とした実践的な総合防災訓練の必要性が、新たに高まっていると市民の皆さまからもお伺いしているところでもございます。

このほか、防災日本のホームページによりますと、1995年の阪神大震災や2011年の東日本大震災では、飼い主がペットを連れて避難所に入ることを断られたケースが相次いだと、こうした事態を踏まえ、国は2013年に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定し、飼い主とペットと一緒に避難する同行避難を推奨する方針を打ち出しました。

ただ、同行避難におきましては、ペットと飼い主と一緒に避難所などで生活する際に、避難する行動を示しており、その先の避難所での過ごし方については、提示がないということが分かっております。

環境省によりますと、全国のペットとの避難の現状につきましては、完全には把握されておりませんが、各自治体でもペットと一緒に避難する「同行避難」が広まりつつあるとの報道を目にいたしました。

以上におきまして、本市も先進地を参考にペット同伴の避難訓練の実施実現を求める市民の声が高まっているところでもございます。

以上、上記を踏まえまして、本市においても早期実現に向けまして、以下、市当局のご見解

をお伺いいたします。

- (1) 本市の個別避難計画に賛同する避難行動要支援者の推移は。
 - (2) 災害時の「福祉的な支援」および保健衛生環境の整備は。
 - (3) 市の推進する地区防災計画を策定した行政区の推移は。
 - (4) 女性防災担当職員および女性・子ども・高齢者の備蓄用品は。
 - (5) 防災基本計画修正に伴う避難所運営のうち体育館等への空調設備、またトイレトレーラー、またトイレカー等の設置についての配慮に対する本市の取り組みは。
 - (6) できましたら早急にでございますけれども、防衛省自衛隊と連携した総合防災訓練をすべきでは。
 - (7) 市登録の獣医師と連携したペット同行避難訓練の実現は。
- 以上、7点についてお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

市の防災訓練についてのご質問のうち、まず、個別避難計画の作成に同意している避難行動要支援者の推移についてです。

個別避難計画の作成に同意している人数は、取り組みを開始した令和5年度が避難行動要支援者4,556人のうち829人でした。令和6年11月末現在では避難行動要支援者3,970人のうち、今年度新たに同意した159人を含め、830人となっています。

同意している人数は横ばいとなっていますが、死亡、転出および施設入所等により計画の作成対象から除外される方や、転入および要介護認定等により新規に対象となる方など、避難行動要支援者は常に変動している状況です。

次に、災害時の福祉的な支援および保健衛生環境の整備についてです。

国の中央防災会議では、災害時の福祉的な支援について、指定避難所開設当初からの段ボールベッドおよびパーティションの設置を具体例として示しています。段ボールベッドおよびパーティションの備蓄については、必要量の確保と広い保管スペースが必要となることから、市では、拠点となる防災倉庫の整備と併せて検討をしています。

また、災害時の保健衛生環境の整備については、指定避難所等の生活環境を確保するため、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとしています。

現在本市では、指定避難所に仮設トイレを設置できる体制を整えているほか、マンホールトイレの整備等を進めています。

次に、地区防災計画を策定した行政区の推移についてです。

市による地区防災計画の作成支援事業は、令和3年度から着手しており、令和3年度は5行政区、令和4年度5行政区、令和5年度4行政区、令和6年度は、11月末時点で3行政区が計画作成を終えています。

また、現在、16行政区が計画の作成を進めており、年度末には合計で33行政区が策定済みとなる見込みです。

次に、女性防災担当職員および女性・子ども・高齢者の備蓄用品についてです。

現在、本市の防災危機管理課防災担当には、2人の女性職員が在籍し、笛吹市地域防災計画の改定や、地区防災計画の作成の支援、防災備蓄品購入等の仕様書作成などの際に、女性目線での意見を取り入れるなど、各業務に生かしています。

また、女性、子ども、高齢者を対象とした備蓄品として、主に生理用品、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、子ども用おむつ、大人用おむつ、指定避難所の中に設置する更衣室および授乳室用のファミリーテントなどを備蓄しています。

次に、避難所運営に係る体育館への空調設備やトイレカー等の設置への取り組みについてです。

学校施設においては、順次、特別教室へのエアコン設置を進めています。また、体育館へのエアコンの設置については、体育館の屋根、壁、窓、床等の断熱工事も必要となるため、平時の利用等を含め総合的な観点から検討をしています。

トイレカー等の設置については、今後、先進自治体の事例を参考にすることで、その必要性等も含め、研究をしていきます。

次に、自衛隊と連携した総合防災訓練の実施についてです。

本市において地震災害が発生し、甚大な被害が生じた場合、本市は躊躇なく自衛隊に災害派遣を要請をします。その際は、派遣された自衛隊の活動拠点として、石和町八田地内にある笛吹みんなの広場の活用を想定しています。

派遣部隊が迅速に救助活動に着手できるよう、本年11月16日に、災害時に笛吹市に派遣される陸上自衛隊東部特科連隊第1大隊第3中隊と本市合同にて、笛吹みんなの広場活用検証訓練を実施しました。

この訓練では、広場を使用する際の部隊の配置を検討するため、部隊が実際の被災現場で使用する車両の広場への乗り入れや装備の設置を行い、屋根施設「ハートフルハット」、管理棟、トイレなどの施設や水道、電気、マンホールトイレ、井戸などの各設備を確認するとともに、市から図面等の情報を提供しました。

また、広場を拠点に無線電波がどこまで届くかを確認するための通信訓練や、屋外炊飯器具を使用した炊出し訓練も実施いたしました。

今後、自衛隊が、笛吹みんなの広場を活動拠点として使用する際の配置計画を作成しますので、その進捗を確認しながら、さらに連携を強化すべく、訓練の実施を検討します。

次に、獣医師と連携したペット同行避難訓練の実現についてです。

市では、災害時、指定避難場所にペット同行避難を行う際、ペットは、飼い主があらかじめ準備したケージに入れて飼育することとしています。

避難者が、ペットがいることで避難をためらうことのないよう、獣医師と連携し、ペット同行避難のルールや避難生活での注意事項、平時からの備えなどに関し、確認するための訓練実施についても検討をします。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。お伺いいたしましたけれども、やはり女性の職員を2名登用していただいているということ、まさしく女性目線での今後の対策というのは、ますます強くなっていくと思いますので、お願いしたいと思います。

そして、トイレカーにつきましてでございますけれども、過日、能登地震につきましては、北杜市さんがトイレカーを導入したということで、全国でも知られているところでもございます。

各自治体ごとに1台整備することによりまして、緊急時に対しての相互支援が可能だということも国のほうの視点で求められているところだと認識しておりますので、また今後、また快適な生活を迎えるということで、液状化ということになりますと、マンホールの使用が困難な場合も、可能性もありますので、その点も含めて総合的な支援をお願いしたいと思います。

また、常時、体育館等への空調でございますけれども、文部科学省のホームページによりまして、すでに試算がされている中で、特に空調を設置する際にですね、断熱材を使用した場合における効果というものを、しているところと、していないところでの差を表しております。設置してから約15年の周期におきますと、15年以降から回収ができ、約40年先には電気量が半分に減るという見込みが立っているということでございます。

この大きさにつきましては、様々、体制があると思いますので、こういうことも含めまして、総合的な支援のほうですね、対策をお願いしたいと思います。

最後に、同行避難のペットの件でございますけれども、これについては以前にも訴えさせていただいたところでもございますけれども、ますます言われているのは、やはり同伴できる福祉避難所の整備というのも必要となっているところでございますので、その点につきましても、今後また訴えさせていただきまして、議員活動をさせていただきます。

以上、質問とさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑・質問を終わります。

次に、通告に従いまして、樋口滝人君の質疑および質問を許可いたします。

1番、樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

1番、樋口滝人です。

このたび、栄えある笛吹市議会の一員として議会活動をさせていただくこととなりました。身の引き締まる思いで感無量です。

ただいま議長のご指名をいただき、この演壇に立たせていただいております。

行政側の山下笛吹市長をはじめ、市職員の皆さまには優しいご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたします。

また、神宮司議長をはじめ議員諸兄の皆さまには、これから4年間、幾多の点でご指導、ご助言、たまには叱責をいただきながら、併せてお願い申し上げます。

所属する会派の名称はマツモト・ヒグチです。松本なつき議員と、私の歳の差37歳の2人会派です。どこかのドラッグストアのような名前ですが、よろしく願いいたします。

さて、質問に入る前に少しだけ自己紹介をさせてください。

笛吹市に在住してから12年の歳月が経ちますが、突然降って湧いたように議員に立候補したわけですから、行政の皆さんをはじめ、議員の皆さまにもこいつは誰だと思われているかもしれないので、私の人となりの一端を披瀝させていただきたく、最初の質問に当たって紹介させていただきます。

この世に生を受けてから69年の歳月を生きてきております。とうが立った笛吹市議会の新人であります。とうが立つの「とう」とはフキの茎のことを言います。時間が経つと硬くなって食用に使えなくなり、役に立たなくなることです。多分に自虐的な言葉ですが。

また、中国の歴史小説「三国志」の曹操が歌った短歌の一節にこんな句があります。

「酒に対へば当に歌うべし 人生幾何ぞ 譬へば朝露の如し」

人生は短い、朝露が日を浴びてあっという間に消え去っていくような人生で生きた証として残るものは何でしょう。それでも生きた証を、世間へのご奉公をと胸に刻み、議会に挑戦しました。

私は、この笛吹市に親戚が一軒だけ御坂にありますが、いわば縁もゆかりもない土地です。生まれは父親の実家がある南巨摩郡富士川町十谷という山の中、同郷に甲府市長 樋口雄一さんの父親がいます。育ったのは甲斐市竜王、高等学校は長野県大町市の大町高校、剣道部キャプテン、山登り、ウインタースポーツなど青春を謳歌し、その後、学生運動はなやからし時代に、その反動で大学は都会に憧れ、出ました。

学生時代には旅行作家であり思想家の小田実さんの「何でも見てやろう」という旅行記に感動して、大学を途中休学して、アメリカ合衆国のアリゾナ州ツーソンの大学に籍を置きました。その間、メキシコ、アメリカ国内を旅して度胸と冒険心を磨きました。

帰国後、留年していた大学を卒業し、担当教授から「君は大学院ではなく商社関係に」というアドバイスをいただいて、就職は上場企業に入りました。

主に貿易担当としてヨーロッパ・イスラエル担当、極寒のスウェーデン・ストックホルムにしばらく滞在。そしてストレス性難聴を患い帰国。

その後、結婚を機会に大手ゼネコンに入社。資格を取って県内の建設会社に籍を置き、40代前半で合併前の竜王町議会議員をしながら、建設工事の現場代理人管理技士者として建設省、今の国土交通省の耐震補強工事を施工。

地方議員が現場代理人にあることから前例がないということで、当時、京都大学出の工事事務所の所長から呼び出され、ヒアリングを受けましたが、当時は規制する決まりがないので、そのまま現場代理人を続行。後で知ったことですが、この件が引き金となり、事後、国土交通省の省令で、地方議会議員は建設会社の社員を兼務しても現場代理人にはなれないと決まったそうです。

こんな破天荒な人生を歩んでいますが、山梨県PTAの会長、日本PTA協議会常任理事や甲府青年会議所の役員を経験しました。

その後、残念なことに親族が負債を抱え、苦難の人生が始まりました。しばらくして市内の不動産会社に就職し、スキルを磨き、15年前に独立した。

やっとならで質問に入ります。

表題 市政8年間の実績と、今後4年間の政策について、山下市長に伺います。

私は、令和6年1月15日の令和6年第3回臨時会において、3期目の所信表明をこの議会で拝聴いたしました。それによりますと、1期目は前市長の積み残しの課題解決と市の進むべき道筋、2期目は市の発展に向けた土台づくり、3期目は新たな政策についてでした。

これを聞いて、1期目は8年前の、1期務めた前の倉嶋市長が残した課題の解決。例えば1つがみんなの広場、NTT跡地のために三船敏郎記念館をつくろうとしたこととか、砂原橋の工事を笛吹川に架ける桁の基礎であるアバット、橋台、ピアなどを造って取り止めたことかなと思いました。

また2期目には、市の財政の健全化を図った点で、大いに評価するべきものがあったかと思えます。

そこで、3つほど質問をさせていただきます。

1つ目、2期8年間で基金の積み増しと公債の大幅減額について、市財政の健全化に寄与しておりますが、市民に具体的に還元した政策を伺います。

2つ目、2期目の途中でふるさと納税の飛躍的な収入増と可燃ごみ袋の手数料の引き下げ等、市民には大好評でしたが、政策転換のきっかけは何だったのか伺います。

それから3つ目、3期目の政策の中で特に力を入れていくことを具体的に伺います。

以上、関連した質問を3項目、市長にご回答いただきたく、お願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、基金の活用についてです。

市では、第二次笛吹市総合計画に掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、毎年度、重点事業を選定し事業を展開しています。

令和6年度の重点事業としては、学童保育施設整備事業、後期高齢者人間ドック助成事業、御坂中学校校舎等改築事業、新道峠展望台活用事業、笛吹市農業塾推進事業、空き店舗活用促進事業、奨学金返還支援事業、防災備蓄倉庫整備事業、AIデマンド交通事業、窓口業務DX推進事業など37事業に取り組み、その財源に約27億2,200万円の基金を活用しています。

また、重点事業のほか、物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、笛吹市消費喚起キャンペーン事業や給食費無償化事業などにも基金を充当しています。

次に、ふるさと納税や有料指定ごみ袋の価格見直しなどの政策を進めたきっかけについてです。

市では、様々な施策を展開する中で、社会経済情勢や他市の状況、市民の皆さまからのご意見などを踏まえ、新たな施策の実施、既存事業の拡充や見直しなどを行っています。

ふるさと納税については、令和元年度には寄附額が約2億4千万円と過去最高値となりましたが、当時は県内他市と比べると見劣りする状況にありました。また、返礼品として人気のシャインマスカットなどの特産品の数量が十分確保できていないなどの課題もありました。こうした状況を踏まえ、令和2年度から新たに企画課に「ふるさと納税担当」を設けて体制を強化す

るとともに、民間事業者の積極的な参加を促しシャインマスカットや桃の数量確保、ポータルサイトの充実などに取り組んできました。その結果、今では年間約30億円の寄附額をいただけるほどの成果となっており、自主財源の確保とふるさと納税制度を通じた本市のシティプロモーションに大きく寄与しています。

有料指定ごみ袋については、ごみの減量と適切な分別を推進するため、平成29年4月に導入しました。販売価格に関しては、分別の動機付けや、分別をしっかりとされている方とされていない方との不平等感をなくす応益負担の仕組みとするよう、ごみ袋の購入原価にごみ処理に必要な費用の一部を加えた価格設定としました。

具体的な金額については、ごみ袋を有料化した先進自治体のごみの減量効果等を調査した全国都市家庭ごみ有料化調査において、大袋30円台以上が減量効果が大きいとの結果が出ていることを踏まえ、ごみの減量効果と住民負担のバランスを考え、大袋45リットルは1枚30円としましたが、近隣他市と比較すると高い価格設定となっていました。

山下市長は、有料指定ごみ袋の導入前である平成28年11月の市長就任当時から、ごみ袋の販売価格について検討課題と捉えていましたが、すでに価格が決定されていたこともあり、導入から3年間は効果を見極める期間とし、その推移を注視してきました。その結果、平成29年度から令和元年度までの3年間で、生活系可燃ごみは、導入前の平成28年度と比べて12%程度の減量率で推移するなど、大きな成果がみられました。

市民の皆さまのごみの分別に対する取り組みや、意識の醸成が十分に図られたこと、また、ごみ袋の販売価格等について市民の皆さまからも多くのご意見が寄せられていたことを踏まえ、笛吹市廃棄物減量等推進審議会の意見も聴く中で、ごみ袋の販売価格の値下げについて検討を進め、令和3年10月に減額改定を行いました。

今後も市民の皆さまの声に耳を傾けながら、その時々状況に応じて必要な施策を展開していきます。

次に、今後特に力を入れていく政策についてです。

市では、最重要課題である人口減少に少しでも歯止めをかけていくため、様々な取り組みを進めていきます。

中でも、今後4年間で最も力を入れて取り組む公約の柱は「子育て支援」です。市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支え、市の活力ある未来につなげていくために、新たに『笛吹こどもまんなか』みんなで育むまちづくり」を掲げました。

今後、これを具体化していくため、小中学校や保育所などでの給食費無償化の恒久的な実施、保育料の完全無償化などで子育て世帯の負担軽減を図るとともに、障がいのある子どもの療育等を行う児童発達支援センターの設置、市立保育所の改築、子ども関連施設の遊具や備品のリニューアルなどを行い、子育て環境の充実を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

今の総合政策部長さんのお答えが市長さんのお答えというふうに捉えますので、なかなか素晴らしいご返答をいただきまして、ほとんどが私の質問にお答えいただいたというふうに解釈

しておりますが、一応、質問を書いてきましたので、ちょっとまだ時間があるようですから質問をさせていただきます。

基金の積み増しと公債の大幅減額、これは素晴らしいことだと思います。当時、平成28年度の基金残高164億円、直近の令和5年度201億円、36億7千万円の基金の増額。あと市債の残高が平成28年度末で690億円、それが150億円減債して538億円。まさに経営の神様のような素晴らしい市の財政を担っていただいているということで、私、市民の一人としても、議会の一人としても、素晴らしいことだというふうに思っていますので、評価させていただきます。

市民のウェルビーイングのために、今、ウェルビーイングという言葉が流行っているんですけど、市民のウェルビーイングのためにこんなことをしていただくということで、期待をこれからもさせていただきたいというふうに思います。

それから、ふるさと納税、これちょっと、私もずっと一般市民でいたので気にはなっていたんですが、先ほどご回答いただいたように、ほとんど1億円、2億円で推移していたのが、やはり市長さん、さすがですね、お気付きいただいて、30億円にもなったというので素晴らしいことだなと思います。

それですね、ただ今後、去年からちょっと落ちているんですけども、これは理由があると思うんですが、今後、ふるさと納税、非常に期待はしておるんですが、優秀な職員さんが頑張っているようですから、これからもぜひ続けていただきたいというふうに思います。

あと可燃ごみ袋の手数料、それからこれについてよく今ご返答いただきましたので、よく分かりました。経過はですね。ありがとうございます。ちょっと不明な点が、私、一般市民でいたところは分からなかったわけですが、今ご返答をいただき、よく分かりました。

それから、もう時間がありませんけど、再質問は大体これで終わりますが、最後にちょっと一言言わせていただきたいと思います。お願いいたします。

アメリカの大統領ジョン・フィッツジェラルド・ケネディ、有名な言葉に「Ask not what your country can do for you. Ask what you can do for your country.」、自分の国が何をしてくれるのではなくて、自分が国のために何ができるか自問自答しなさい。

この世に生を受けて、幸運にも市議会議員の一員として笛吹市に何をしてくれと期待するのではなく、市民のために何ができるか、何をなしていくべきか、そしてそれを実行する覚悟しております。

今回の質問が最初であり、次回以降は市政への具体的な提案を主に質問させていただくつもりです。今後とものご指導をお願いし、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、樋口滝人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありますか。

（なし）

関連質疑・質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午前11時30分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、落合俊美君の質疑・質問を許可いたします。

8番、落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

清心会の落合でございます。議長の許可をいただきましたので通告によりまして、1問、質問をいたします。

その前に、過日行われました笛吹市長選挙および議会議員選挙におきまして、山下市長は、過去2期8年間の事務事業の成果により無投票当選となりました。これからも市民の皆さまの負託に応えていただけるものと確信をしております。

また、議員には新人議員6名を迎えました。笛吹市発展のため、また住みよい笛吹市、いわゆる山下市長の提唱いたします「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれる笛吹市～」を目指して、共に努力していきたいと思っております。

それでは、給食費の無償化について、質問いたします。

令和6年6月、文部科学省が「学校給食費に関する実態調査」の結果を公表いたしました。それによると、全国1,794の自治体のうち、775もの自治体において、何らかの形で学校給食費を無償化しているようでございます。

山梨県内においても、多くの自治体が無償化を実施しており、期限を設けずに恒久的に無償化を実施している市もあるようでございます。

笛吹市においては、保育所および小中学校など、給食費について、令和2年6月から11月までは新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策として、また令和4年10月から現在までは物価高騰による子育て世帯への経済的負担軽減対策として、時限的な無償化を実施しています。特に、令和6年度については、笛吹市単独予算で無償化を継続しております。子育て世帯に対する手厚い支援を行っております。

しかし、依然として物価高騰が続いています。まだまだ市民の皆さまの生活は厳しい状況であり、引き続き令和7年度も給食費無償化を継続すべきものと考えます。先日の議会での山下市長の所信表明においても、保育所、小中学校などの給食費無償化の恒久的な実施などに取り組んでいくとの心強い言葉もありました。今後の施策展開に大きく期待しているところでございます。つきましては、令和7年度における給食費無償化の実施について、市当局の考えをお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

賃金水準が物価高騰に追いついていない社会情勢を鑑み、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和7年度においても、引き続き市独自で、小中学校や保育所などでの給食費無償化を実施し

ます。

市の最重要課題は人口減少対策であり、これに少しでも歯止めをかけていくために、様々な施策を打ち出していく必要があります。

山下市長は、3期目を迎えるにあたり、新たに『『笛吹子どもまんなか』みんなで育むまちづくり』を掲げました。これは、地域社会全体で笛吹市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、市の活力ある未来につなげていくために掲げたもので、子育て支援を公約の柱としていくという強い意志の表れでもあります。

その中でも、給食費の恒久的な無償化など、子育て世帯の負担軽減に向けた取り組みは重点的に取り組むべき施策であると考えており、今後、早期実現に向け、その財源も含め、総合的に検討を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

答弁ありがとうございました。予算について質問をいたします。

ただいまの答弁の中で、子育て世帯の負担軽減を図るため、市単独予算で令和7年度、給食費の無償化を実施するという趣旨の答弁でしたが、それなりの予算が伴いますけれども、保育所、小中学校の給食費無償化については、いくらぐらいの予算を見込んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁をお願いいたします。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

落合俊美議員の再質問にお答えします。

令和7年度も令和6年度と同様の方法で給食無償化を実施した場合、小中学校の給食費無償化にかかる費用は約3億1,600万円、保育所等の給食費無償化にかかる費用は約1億2,500万円でございます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑・質問はありませんか。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

質問はありませんけれども、意見を述べさせていただきます。

保育所、小学校、中学校の給食費について、基本的には保護者が負担すべき案件ですが、コロナにより経済が不安定となるとともに賃金が物価高騰に追いついていない現状から、笛吹市では市単独事業として行っております。子育て世帯の皆さまは、給食費の無償化を強く望んでいたことと思いますので、経済的に大変有効な施策の一環だと捉えております。

市長の3期目は、『『笛吹子どもまんなか』みんなで育むまちづくり』を掲げ、子育て支援が公約の柱ですので、答弁の後半にありましたように、恒久的な無償化に取り組むべき施策と考

えますので、早期に実現できるよう進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、子育て支援の強化について質問いたします。

10月の選挙を経て、11月14日より市長、市議会議員ともに新たな任期が始まりました。

11月15日の市長所信表明では、今後の4年間で取り組みたいと考えている施策として、誰もが安全に安心して子育てができるよう子育て支援をさらに強化していくとの発言があり、小中学校や保育所などでの給食費無償化の恒久的な実施や保育料の完全無償化など、子育て世帯の負担軽減を図ると述べられていました。現在、小中学校や保育所の給食費については、物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため年度末まで無償となっており、保育料については国の施策として3歳以上児は無償となっています。

先日、給食費無償を求める署名のお願いに市内の保育所を訪問した際、3・4・5歳児の主食を提供している、ある保育所で、この秋のお米の高騰で保護者に値上がり分を請求することができず園の持ち出しとなり大変苦労したことが出されて、保育所の給食費についても来年度以降もぜひ無償にしてほしいと切実に話されていました。

9月議会で給食費無償化の継続を求めましたが、来年度については、社会情勢や国の動向を見極めた上で検討するとの回答でした。

また、政府は2023年6月「こども未来戦略会議」で「こども誰でも通園制度」の創設を発表し、2026年から本格始動するといいますが、一部の自治体では、すでに運用されています。

来年度以降の子育て支援について、市長の考えを伺います。

（1）来年度の給食費を無償化するためには、小中学校保育所についてそれぞれいくらの予算が必要でしょうか。

(2) 保育料の完全無償化のために0歳から2歳児の保育料を無償化するためにはいくらの予算が必要と見込まれるでしょうか。

(3) 給食費無償化の恒久的な実施とは来年度以降も給食費無償化を継続し期限を設けないという考えで間違いないでしょうか。

(4) 保育料の完全無償化はいつから開始する考えでしょうか。

(5) 0歳から2歳児の保育料を無償化した場合、保育士の確保が必要となるとと思いますが対策はあるでしょうか。

(6) こども誰でも通園制度の取り組み状況はどうでしょうか。問題点、課題はあるでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、来年度の給食費を無償化する場合の予算についてです。

令和6年度に実施している給食費の無償化は、市内の小中学校や市立保育所に通っている場合は、保護者から給食費を徴収しない方式で、また市外の小中学校や私立保育園などに通っている場合は、保護者に対し支払った給食費を補助する方式で実施しています。

令和7年度も令和6年度と同様の方法で給食費無償化を実施した場合、小中学校の給食費無償化に係る費用は約3億1,600万円、保育所等の給食費無償化に係る費用は約1億2,500万円です。

次に、0歳から2歳児の保育料を無償化するための予算についてです。

令和5年度の保育料の実績に基づき、約1億5千万円を見込んでいます。

次に、恒久的な給食費無償化についてです。

令和7年度については、賃金水準が物価高騰に追いついていない社会情勢を鑑み、子育て世帯の負担軽減を図るため、引き続き市独自で、小中学校や保育所などでの給食費無償化を実施します。

給食費無償化の恒久的な実施とは、期限を設けずに無償化を行うということを意味しているため、目指す方向はお考えのとおりです。

次に、保育料無償化の実施時期についてです。

保育料無償化の実施時期については、その財源も含め、総合的に検討を進めていきます。

次に、0歳から2歳児の保育料を無償化した場合の保育士の確保についてです。

保育料を無償化し保護者負担が減ることで、子どもを保育所に通園させる保護者が増えることが予測されます。

新年度入所児童の申し込み状況により、保育士が不足することが見込まれる場合には、必要な人数を確保するよう努めていきます。

次に、こども誰でも通園制度の取組状況および問題点、課題点についてです。

こども誰でも通園制度は、0歳から2歳児までの未就園児を対象に、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で利用できる制度です。

本市では、令和8年度の実施に向けて、令和7年度中に条例等の整備および実施事業者の認

可手続きを行う予定です。

本制度において、保護者は利用する施設を自由に選択することができます。

このことから受け入れ施設は、児童の特性やアレルギーなどへの把握と配慮が必要となるため、保育士の負担増加が懸念されます。

今後、試行的事業を実施している自治体の状況を受けて、国から本制度の詳細や課題等が示されることから、保護者の利便、児童の安全、保育士の負担軽減を考慮しながら準備を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

保育所の給食費について、公立保育所は主食を園で提供するようになりましたので、主食と副食を合わせた金額だと思いますけれども、私立の保育園については、主食を園で提供しているところと、保護者が主食を用意して子どもに持たせているところがありますが、私立の保育園の主食代については、どのようになっているのでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

私立保育園でも、主食を提供している園と、園児が持参する園があります。主食費が施設から徴収されている方については、その負担している額を本制度では補助しています。しかしながら、主食を持参している園については、現時点では補助の対象としていません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

主食を持参している園に通う子どもについては、補助の対象が副食費のみというのは、保護者からすると不公平感があるのではないのでしょうか。全ての園で完全給食が提供されたらいいと思うんですけれども、この不公平感をなくすために、市として今後何らかの対策を考えているのでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

答弁をお願いします。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

今後、検討してまいります。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11 番議員（河野智子君）

ぜひ、私立の保育園についても、主食の提供を全ての園でしていただけるようになったらいいと考えております。

令和7年度については、引き続き小中学校や保育所の給食費無償化を実施していただけるということで、保護者の皆さんも安心していることと思います。

保育料の完全無償化についても、保育士の確保等の環境を整え、一日も早く実施していただきたいと思っております。

保育士の子育て支援強化もですが、学校給食費の無償化では、今、全国の多くの自治体で進んでおります。全国どこに住んでいても同じように給食が無償で提供される環境が整うように、国や県に対しても要望していただきたいと思っております。

次に、マイナ保険証 資格確認書について伺います。

政府はマイナンバーカード保険証への移行をすすめ、12月2日から現行保険証の新規発行を停止するとしました。マイナ保険証による様々なトラブルの報道もあり、厚生労働省の発表でマイナ保険証の利用率は10月時点で15.67%だといひ、利用率の低さはマイナ保険証に対する不安や不信の表れといえます。

中央社会保障推進協議会の調べによりますと、現行の健康保険証の存続などを求める地方議会の意見書請願が38都道府県の222議会に広がっているといひます。愛知県保険医協会が行ったWEBアンケートでは、7割の人が子どものマイナンバーカードを取得せず、取得していても半数の人が保険証にひも付けていないといひ、自由記述欄には「体調の悪い子どもを抱っこして、顔認証かパスワードかを選んだり、同意ボタンを押したりと手間が増えて大変」などの声が寄せられているといひます。

マイナンバーカードやマイナ保険証を持っていない人には、申請不要で資格確認書を送付されることになり、今年9月には、マイナ保険証を持っている75歳以上にも交付することになったということです。自治体はマイナ保険証の登録をしていない人を抽出して資格確認書を送る作業をしなければならず、実務の煩雑さから、全ての人に資格確認書を送付する決断をした自治体も広がっているといひます。

来年3月24日より、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が予定されています。「通信が困難な状況でも運転資格を確認する必要がある」ということで、現在の免許証は残すといひますが、災害時や停電など不測の事態でも保険証が使えるように現行の保険証を残すべきではないでしょうか。「保険証を残して」の声は国民の中に広がっています。以下伺います。

(1) 笛吹市のマイナンバーカード取得者の人数と割合は、どのようになっているでしょうか。

(2) 笛吹市のマイナンバーカードと保険証をひも付けている人の人数と取得者に対する割合はどのようになっているでしょうか。

(3) 市内の医療機関でのマイナ保険証の利用率はどのようになっているでしょうか。

(4) 今の時点で資格確認書を発行する人を把握しているでしょうか。

(5) 厚生労働省のホームページによると資格確認書の有効期限は5年以内で保険者が設定することになっているといひますが、本市は何年にする予定でしょうか。

(6) マイナ保険証の登録をしていない人を抽出する作業や市民の不安を考慮し、すべての人に「資格確認書」を送付するべきと思ひますがどうでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

新開市民環境部長。

○市民環境部長（新開晴彦君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、マイナンバーカードの取得者の人数および割合についてです。

令和6年10月末現在での本市の人口6万7,271人のうち、マイナンバーカードの取得者は5万1,097人で、取得割合は76%です。

次に、マイナンバーカードと保険証をひも付けている人の人数および取得者に対する割合についてです。

マイナンバーカード取得者の中には、社会保険の加入者もあり、マイナンバーカードと保険証をひも付けているかを市において確認できない方も多くおります。そのため、マイナンバーカードと保険証をひも付けている方の全体の人数や取得者に対する割合は不明です。

市が把握している国民健康保険被保険者および後期高齢者医療保険被保険者については、令和6年10月末現在の本市の国民健康保険被保険者数は1万4,845人、そのうちマイナンバーカードと保険証をひも付けている人数は9,542人で、割合は約64%です。

令和6年9月末現在の本市の後期高齢者医療保険被保険者数は1万1,498人、そのうちマイナンバーカードとひも付けをしている人数は6,573人で、割合は約57%です。

次に、市内の医療機関でのマイナ保険証の利用率についてです。

市内の医療機関でのマイナ保険証の利用率については、直接、医療機関が国へ報告しており、本市独自の調査も行っていないため、把握はしておりません。

本市の国民健康保険においては、令和6年9月末現在でのマイナ保険証の利用率は16.42%であります。

また、本市の後期高齢者医療保険については、令和6年9月時点での利用率は11.97%です。

次に、現時点での資格確認書を発行する人数についてです。

資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであります。

現時点では、令和7年7月31日まで有効な被保険者証がお手元にあるため、新規取得者や資格内容に変更があった方のみ発行しています。

来年の一斉更新時には、対象者に資格確認書を発行しますが、令和6年10月末時点の登録者数から見込みますと、国民健康保険は約5,300人、後期高齢者医療保険は約5千人です。

次に、資格確認書の有効期限についてです。

国民健康保険については、前年の所得に応じた医療機関での窓口負担割合や限度額の判定を行う必要があり、新しい資格情報等が反映されたものを発行するため、これまでの被保険者証の期限と同様に有効期限は1年とする方針です。

後期高齢者医療保険については、国の通知では、現行の被保険者証の有効期限の運用を踏まえ各広域連合で設定することとされており、山梨県後期高齢者医療広域連合は有効期限を1年とする方針であります。

次に、全ての人への資格確認書の送付についてです。

マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合には、交付対象となりません。このことは、国の資格確認書の運用基準にも定められており、市では、この基準に沿った対応を取るため、全ての人に資格確認書を送付することは考えておりません。

市では、医療機関等の窓口での混乱を回避し、制度移行を円滑に行うために、市民の皆さまに必要な情報提供を行い、安心して制度が利用できるよう努めたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

資格確認書の有効期限は1年ということですが、1年後、有効期限が切れる際に申請が必要なのか、申請しなくても発行してもらえるのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

新開市民環境部長。

○市民環境部長（新開晴彦君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

令和5年12月22日付け、厚生労働省保険局国民健康保険課から事務連絡において、資格確認書は、「当分の間、マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めたものについては、本人の申請によらず保険者が交付する」とされておりますため、更新時には本人の申請は必要ありません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

意見はありますか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

政府は、マイナ保険証にすれば特定健診や投薬の情報が共有される等のメリットを挙げ、マイナ保険証に移行することを推進していますが、いまだにひも付けの誤りやカードリーダーが読み込まないといったトラブルが起きており、念のため紙の保険証を持参することが推奨されています。

高齢者や障がいがある方にとっては、マイナ保険証の申請や、利用が自分でできないといった問題もあります。

従来の保険証であれば、毎年申請不要で新しい保険証が送られてきましたが、マイナンバーカードは5年の有効期限があり、うっかり更新を忘れると保険証が使えなくなるというリスクがあります。これからはマイナ保険証を持っていない方には、紙の保険証の代わりに資格確認書が発行されますが、有効期限1年ということですので、資格確認書については申請不要で発行していただきたいと思います。

マイナ保険証の利用率は、まだまだ低い状態です。これは国民の中にまだ不安があることのためですので、拙速なマイナ保険証の利用促進ではなく、国民が安心して医療が受けられる環

境を整えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

次に、通告に従い、荻野陽子君の質疑および質問を許可いたします。

なお、荻野陽子君から一般質問に伴い、資料の配布について申し出があり、これを許可しましたので、資料を配布いたします。

3番、荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

議長に許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

笛政クラブの荻野陽子です。

先輩議員、同僚議員の皆さまと市民の皆さまの声を市政に届け、山下市長、行政の皆さまと共に、昨日から今日、今日から明日へ続く日々の生活が安心して平穩に暮らせる笛吹市の実現に向けて努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、本市では2018年から2025年までの8年間の第2次笛吹市総合計画ハートフルタウン笛吹で、まちづくりの方向性としての3つの基本目標を定めています。

基本目標1. 幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住みなれた場所でいきいきと暮らせるまちをつくります。そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通じて、心身ともに健全で、ころ豊かに暮らし幸せを実感できるまちをつくるため「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」を目標としますとあります。

私は、これまで42年間、福祉現場で仕事をしてきました。医療的ケア児を含む重症心身障がい児の病棟では、児童指導員として17年間、子どもから高齢者まで、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、社会福祉協議会では、25年間、一人ひとりが大切にされる温かい地域をつくりたいという思いで仕事をしてきました。この思いは、ハートフルタウン笛吹の基本目標1と同じくしております。

この基本目標の達成に向けて、本日は2つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問は、選挙執行の取り組みについてです。

暮らしやすさを実現するために、市民の声を届けることが選挙ですが、本市は平成16年の合併以来、市長および市議会議員選挙6回実施しており、5回まで投票率は低下し続けてきました。

合併直後の平成16年11月24日の投票率は79.58%、以後4年ごとに72.21%、68.85%、62.79%、そして53.9%と低下していました。

本年10月に衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査、本市では市議会議員の選挙も同日、実施されました。

市議会議員の選挙は、有権者数5万6,252人で投票率は57.13%。前回の53.9%よりも3.23ポイント上昇し、前回と比較すると約1,800人多く投票に行ったこととなります。

選挙活動中に障がいのある方の親御さんから、これまでは投票には行ったことがなかったと

いう声もお聞きしました。市民の皆さんの声が市政に反映されるためにも、まずは選挙に関心を持っていただき、投票していただくことがとても重要だと考えます。そこで5つのことについて、お伺いします。

1つ目です。市議会議員選挙の年代別の投票率について、前回と今回の投票状況についてお伺いします。

2つ目、選挙執行に際し、これまでの取り組まれてきたことについてお伺いします。

3つ目、投票所へ行けない方のための投票に関する制度についてお伺いします。

4つ目、障がいのある方に対する投票所での対応についてお伺いします。

5つ目です。これまでの取り組みに加えて新たな取り組みがあればお伺いします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

荻野陽子議員の一般質問にお答えします。

選挙執行の取り組みについてのご質問のうち、まず、市議会議員一般選挙の年代別投票率の前回と今回の状況についてです。

前回の令和2年と投票率を比較すると、10代では48.03%で6.06ポイント増、20代35.63%で4.98ポイント増、30代47.14%で6.97ポイント増、40代では53.72%で4.61ポイント増、50代60.54%で1.97ポイント増、60代70.75%で2.32ポイント増、70代70.85%で0.45ポイント増、80代以上では51.07%で1.07ポイント増でした。

全ての年代で投票率は上昇しておりますが、特に若い世代の投票率の上昇が目立つ結果でございました。今回の選挙は、新人を含め多くの候補者が立候補したことや衆議院議員総選挙等と同日になったことで、政治に対する有権者の関心が高まったものと考えております。

次に、選挙執行に対してのこれまでの取り組みについてです。

選挙管理委員会では、市内小中学生を対象に、選挙の基礎的な知識の学習や模擬投票の体験ができる出前授業を実施し、選挙の重要性などを伝え、若いうちから選挙に対する関心をもってもらうための取り組みを行っています。

また、教育委員、社会教育委員および有識者などで組織する笛吹市明るい選挙推進委員会では、選挙の際には必ず街頭啓発活動を実施し、投票率の向上のために有権者に対し、投票の呼びかけを行っています。

さらには、投票率のアップを目指して、令和4年の参議院議員通常選挙から笛吹高校美術部の生徒がデザインした投票済証明書を投票所で配布し、有権者から好評を得ております。

次に、投票所へ行けない方のための投票制度についてです。

選挙期間中に名簿登録地以外の市区町村に滞在している方が最寄りの選挙管理委員会で投票できる制度のほか、県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームに入所している方が投票できる不在者投票や、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている方、または介護保険の要介護5の方には、郵便で投票できる郵便投票の制度があります。

次に、障がいのある方に対する投票所での対応についてです。

障がいの程度には個人差があるため、本人や付添人に確認し、必要に応じ投票事務従事者が介助するなどして、代理投票や点字投票を含め、よりスムーズな投票につなげています。

次に、新たな取り組みについてです。

有権者の中には、投票所の張りつめた雰囲気には抵抗感があり、投票に行った際に、緊張してどうしたらよいか分からないという声があります。これまでも投票しやすい環境づくりの一環として、投票事務従事者から積極的にあいさつなどの声掛けを実践してきましたが、これに加え「投票事務従事者に気軽に声をかけてください。」との表示をするなど、より一層の環境づくりに努めていきます。

また、選挙のお知らせハガキは、有権者個々に発送しておりますが、同一世帯人でもハガキが届く日が違うとの指摘が多いことから、同一世帯の全員のハガキを封筒にまとめて発送することを、今後検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

障がいのある方に対する投票所での対応について、本人や付添人に確認し、必要に応じて投票事務従事者が介助するなどして代理投票や点字投票を行うとの答弁がありました。

点字投票はイメージしやすいのですが、代理投票についてはどのような形で行われているのか、また、どのような事例があったのかをお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林匡君）

荻野陽子議員の再質問にお答えします。

代理投票は、自分で投票用紙に文字を記入することができない有権者が、投票所の受付で申し出を行いますと、投票事務従事者の中から2人が補助者となり、そのうち1人が有権者の指示に従って投票用紙の記入を、もう1人が指示どおりであるかの確認を行い、投票用紙を有権者ご本人が投票箱に投函する制度であります。

有権者の指示の伝え方については、候補者の名前や政党名が書かれた紙を補助者に渡すことや、また、口頭や投票記載台の候補者氏名等掲示から候補者を指差して伝えるなどの事例がありました。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ありがとうございました。意見を述べさせていただきます。

本市における選挙は、代理投票での対応やあいさつなどの積極的な声掛け、また新たに「事

務従事者に気軽に声をかけてください」と表示をするなどの環境づくり等、投票所での取り組みに加えて、小中学生の出前選挙などの取り組みもされています。

1月26日の山日新聞では、「投票のバリアフリー化」という記事があり、自治体の選挙管理委員会により対応に差があるのが実情で、この問題の解消に向けて日本障害者協議会が取り組んでいるという内容でした。

本市は、今年3月に県内で初めての障がい者基本条例を制定しました。第1条では、障がいのある人が地域社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参画できる地域共生社会を実現することを目的としています。

条例には具体的な施策も提示されており、選挙管理委員会の取り組みにも反映されているところです。

また、基本条例の前文には、障がい者にとって優しいまち、誰にとっても優しいまちであると記されているように、選挙管理委員会が進めてきた取り組みが多くの市民に周知されるとともに、市民誰もがどのような健康状態になっても、字が書けなくなったり、認知機能が低下したときにも、また子育て中のときにも選挙に行きやすく、投票しやすくなるよう、今後も環境の整備をしていただけますようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

笛吹市が作成した「わたしの想い手帳」についてです。

先ほど議長がおっしゃったように、本日は議長の許可をいただき、全員の皆さまに配布させていただきました。

広報ふえふき11月号では「人生会議」について特集が組まれました。「人生を最高のものに。「人生会議」これからの人生をどう過ごすか、大切な人と話してみませんか」という見出しでした。

もしものときに、約70%の方は医療や介護のことを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなるといわれており、家族や周囲の人は、本人はどうしたかったのだろう、これでよかったのかと後悔が残ります。

最近、市内で一人暮らしの70代の方がお亡くなりになりました。顔が見えないので、近所の方が自宅を訪ねるとカギが開いており、近くにいるのではないかと探したところ、家の前の畑で亡くなっているのが発見されました。

人間ドックに行くなど健康に気を使っていた方で、近所に住む90代の方の日常の買い物や通院などの生活のお手伝いもしていました。

この元気だった70代の方の孤独死には、近所の人たちは、まさか亡くなるなんてと、ただただ驚くばかりでした。

警察庁の発表では、今年の1月から6月までの上半期にひとり暮らし高齢者の孤独死は2万8,330人で、そのうち85歳以上は7,498人でした。また、死亡推定から遺体発見まで1か月以上経過していた人は3,936人と全体の9割以上にもなります。

本市においての今年の1月から6月までの孤独死は、笛吹警察署に届け出があった件数だけでも11人ということです。

誰もが病気や事故、年齢を重ねることで、自分の気持ちをほかの人に伝えることが難しくなる可能性があります。

そこで、もしものときの備えとして、自分の意思を伝えられるうちに「わたしの想い手帳」に自分はどう生きたいのか、どんな治療をしてほしいのか、自分で決められなくなったときに代わりに判断をしてほしい人は誰かを考え、メモをして、家族や親しい人に伝えておくことはとても重要だと思います。

そこで、4つのことについてお伺いします。

本市の高齢者人口および高齢化率、一人暮らし高齢者の人数についてお伺いします。

2つ目、笛吹市としてこの「わたしの想い手帳」を作成した経緯をお伺いします。

3つ目、現在はどのように普及しているかお伺いします。

4つ目、これまでの普及方法に加えて、今後の普及方法について検討されていることがあればお伺いします。

よろしく願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

荻野陽子議員の一般質問にお答えします。

まず、本市の高齢者人口および高齢化率、一人暮らし高齢者の人数についてです。

県が実施した高齢者福祉基礎調査によると、令和6年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者は2万672人です。高齢化率は30.8%で、在宅の一人暮らし高齢者は5,255人です。

次に、「わたしの想い手帳」を作成した経緯についてです。

わたしの想い手帳とは、元気なうちに自分が大切にしていることや、治療の希望などについて「想い」を残しておくための手帳です。平成30年3月に、厚生労働省から示された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」では、人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は、本人による意思決定を基本とすることとしています。

本市においてもガイドラインに沿った取り組みを進めるため、これまで市民を対象とした学習会を企画し、終末期の医療・介護に関わる意思決定支援について啓発を行ってきました。その際、教材として活用したり、啓発普及用に活用していた市販のエンディングノートは、記入する項目数が多く記入が進まない、A4サイズであるため持ち歩きにくいなどの課題がありました。ほかの市販品等についても比較検討しましたが、多くの方に利用してもらうためには、より使いやすいものを独自で作成すべきとの結論に至り、令和3年度に「わたしの想い手帳」を作成しました。

次に、現在の普及方法についてです。

令和3年度以降、各地区のサロンや民生委員児童委員協議会および各種団体の学習会などで目的や内容の説明を行い、約500人の方に配布しました。今年度も令和7年3月までに14会場において、学習会を開催しながら配布する予定です。

また、広報ふえふき11月号への掲載以降、お問い合わせも数多く寄せられ約70冊を配布しています。

次に、今後検討している普及方法についてです。

これまでの啓発普及においては、65歳以上の市民を中心に実施してきましたが、「わたしの

想い手帳」は年齢にかかわらずご記入いただきたいため、段階的に65歳未満の世代にも対象を上げ普及していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

3番、荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ありがとうございました。意見を述べさせていただきます。

もしものときのことを考えるのは縁起でもない敬遠されがちですが、エンディングノートや終活という言葉を使わずに「わたしの想い手帳」と名付けられたこの手帳は、使用するハードルがとても低くなっていると思います。

元気なうちに自分はどう生きたいのか、どうしてほしいのかという想いを周囲の人に伝えるためには、このノートの普及は意義が大きいと感じます。

広報の特集号の中で、在宅医療協議会の山田医師は、年代を問わず自分の意思が伝わらない状況になること、亡くなる時は必ず訪れる。なので、重いテーマですが、年に1回でも家族で話をさせていただきたいと話されています。

笛吹市の皆さんが自身の生き方について日常の話題にするためにも、まずはこの手帳を知っていただき、手に取ってもらうことが大事だと思います。

65歳になると介護保険証が届き、私も最近、受け取りました。この介護保険証と一緒にこの手帳が同封されて、この手帳は、自分はどう生きたいかを元気なときから考えるきっかけとさせていただきたいですと案内があったなら、より身近なものになっていくのではないかと思います。

私が記入して感じたことは、自分が大切にしていることや、もしものときにどんな治療を受けたいのか、選択肢を読みながら、これまで具体的に考えたことがなかったと気づいたことです。

自分の意思が尊重されて人生を最高のものにするために、議員の皆さまにもどうぞご記入していただき、笛吹市ではこんな良いものがあるよと周囲の方に普及していただけたなら、人生を最高のものにする方が増えて、心豊かに暮らせるまちに近づくとと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、荻野陽子君の質疑および質問を終了いたします。

なお、関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時35分からといたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（神宮司正人君）

再開をいたします。

次に、通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可いたします。

なお、山田宏司君から、一般質問に伴い、資料の配布について申し出がありました。これを許可いたしましたので、資料を配布いたしました。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、通学路を含む交通危険箇所対策について、質問いたします。

令和6年10月17日、石和町中川地区交差点において、小学校6年生の児童が亡くなる痛ましい交通事故が発生いたしました。ご家族、ご関係者の心中を察すると心が痛みます。亡くなられた児童のご冥福を祈るとともに謹んでお悔やみ申し上げます。

この交差点付近では、今から3年前にも下校途中の高校生がひき逃げに遭う交通事故も発生しています。それ以外でも出会い頭の衝突や接触事故等が発生する頻度が高く、事故の多さから「魔の交差点」と地元住民の間では話をしてしています。以前、この交差点には点滅の信号機がありましたが、現在は撤去されている状況です。

笛吹市では、令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した小学生死亡事故を受け、素早い対応を行い通学路の一斉点検、白線等の引き直しなど市内全域に渡る交通事故対策を行っていただいた経緯があります。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

(1) 10月17日に交通事故が発生した後の警察を含む関係部署の対応について時系列の推移も含め伺います。

(2) 10月17日に発生した交通事故現場への安全確保のための対応について伺います。

(3) 小学校を対象とした笛吹市通学路交通安全プログラムの内容を伺います。

(4) 笛吹市通学路交通安全プログラム安全点検での令和5年度危険箇所の数と、安全対策を実施した数、対策未実施数について伺います。

(5) 4項の質問で実施した安全対策について担当部署と内容をお伺いします。

(6) 笛吹市通学路交通安全プログラム安全点検での令和6年度危険箇所の数と、安全対策の実施状況について伺います。

(7) 令和5年度、中学校生徒の通学路安全点検での危険箇所数と対策実施数、対策未実施数について伺います。

(8) 令和5年度、中学校通学路の安全対策の具体的内容をお伺いします。

(9) 令和6年度、中学校生徒の通学路安全点検の状況について伺います。

(10) 小学校、中学校の児童生徒のヘルメット着用など安全教育強化について伺います。

(11) 小学校児童の安全な通学のために、のるーと笛吹などの公共交通が利用できないかお伺いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、交通事故発生以降の関係部署の対応についてです。

教育委員会では、交通事故が発生した10月17日の午後6時30分過ぎに、児童が在籍していた小学校から事故の報告を受け、速やかに情報収集に努めました。

翌10月18日には、交通安全対策を所管する市民活動支援課が、笛吹警察署と現場検証や対策会議の日程など、今後の対応について協議しました。教育委員会では、市内全小中学校に対し交通事故についての報告をするとともに、改めて児童生徒に対する交通安全の注意喚起を指示しました。

10月22日には、事故の発生状況や安全対策を確認するため、道路管理を所管する土木課、交通安全対策を所管する市民活動支援課および笛吹警察署が事故発生の同時刻である午後5時に現場検証を行いました。

10月28日には、山梨県警察本部、笛吹警察署、笛吹交通安全協会、笛吹市校長会および市の関係各課が出席した小学生の交通死亡事故発生に伴う緊急対策会議を開催し、安全対策について協議しました。現在、関係機関において、緊急対策会議で確認した安全対策の取り組みを進めています。

次に、交通事故現場への安全確保のための対応についてです。

10月28日に行われた緊急対策会議において提案された安全対策として、道路への減速表示の増設や夜間でも確認できる発光鋲の設置を年内に実施します。

また、交差点部分へ道路照明を設置することも検討しています。

次に、小学校を対象とした笛吹市通学路交通安全プログラムについてです。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したため、同年、文部科学省から小学校等の通学路の危険な箇所について、緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じるよう通知がありました。これを受け、本市では同年8月から10月に教育委員会、学校、道路管理者、警察、保護者の代表、地域の代表などの関係機関が参加する緊急合同点検を実施し、横断歩道や防護柵、路面表示等の設置、通学路の見直しなど様々な安全対策を講じました。また、平成25年度にも同様の合同点検を実施しました。

こうした取り組みを継続し、通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取り組みをさらに推進するため、平成26年度に国土交通省甲府河川国道事務所や山梨県峡東建設事務所、笛吹警察署、市の関係各課などで構成される笛吹市通学路安全推進協議会を設置し、議論を重ね、笛吹市通学路交通安全プログラムを策定しました。

プログラムは、関係機関による推進体制の構築や合同点検に関する基本的な方針をまとめており、関係機関が連携して児童生徒の登下校の交通安全に取り組むことを目的としています。

なお、プログラムの内容は、小中学校共通となっています。

次に、通学路安全点検における令和5年度危険箇所数、安全対策実施数、対策未実施数についてです。

令和5年度に小中学校から報告があった通学路の危険箇所は97カ所で、このうち安全対策が実施された箇所は26カ所、対応継続中の箇所が39カ所、対応が未実施の箇所は32カ所です。

対応未実施の箇所については、押しボタン式の信号機設置に対して、児童等歩行者の待機場

所が確保できないなど道路管理上の制約がある、横断歩道の設置に対して、カーブ付近の見通しがきかない場所など、交通状況に支障があるといった理由により関係機関から対応不可と回答されています。

次に、安全対策を実施した担当部署と内容についてです。

県道については、道路管理者である山梨県峡東建設事務所道路課において、歩道橋改修工事、注意喚起の標識、反射材、ラバーポールの設置、路面標示、外側線、グリーンベルトの新設および改修工事、除草作業などを実施しています。

市道については、土木課において、ポストコーンの設置、路面標示、外側線、除草作業、市民活動支援課において、グリーンベルトの新設および改修工事を実施しています。

山梨県警察本部では、横断歩道の新設・改修、信号機の青色時間秒数延長、署員による警ら強化、立哨箇所の追加など、それぞれの所管が責任をもって対応しています。

次に、通学路安全点検における令和6年度危険箇所数および安全対策実施状況についてです。

令和6年度の危険箇所の点検については、現在も取り組みを進めています。小中学校から報告があった通学路の危険箇所は72カ所で、このうち7カ所については、危険性が高く、複数の関係機関での対応が必要なことから、合同点検を実施しました。

残りの危険箇所については、関係機関がそれぞれ現地を点検、確認し、現在、路面標示の設置など、対応策を検討しています。教育委員会では、令和7年2月を目途に、関係機関から対応状況の報告を受け、各小中学校に回答する予定です。

次に、令和5年度、中学校生徒の通学路安全点検での危険箇所数と安全対策実施数、対策未実施数についてです。

令和5年度に中学校から報告があった通学路の危険箇所は18カ所でした。そのうち対策を実施した箇所が5カ所、対応継続中の箇所が2カ所、未実施の箇所が11カ所です。

対応未実施の箇所については、道路管理上の制約や交通状況の理由などにより関係機関から対応不可と回答されています。

次に、令和5年度における中学校通学路の安全対策の具体的な内容についてです。

令和5年度における中学校通学路の安全対策については、横断歩道の設置、路面標示、外側線の改修および反射材の設置を行うとともに、交通安全指導の徹底や教職員による立哨箇所の増設にも取り組んでいます。

次に、令和6年度の中学校通学路安全点検の状況についてです。

令和6年度の危険箇所の点検については、現在も取り組みを進めています。中学校から報告があった通学路の危険箇所は15カ所で、このうち、令和5年度と同様に複数参加により合同点検を実施した箇所は1カ所です。残りの危険箇所については、関係機関が現地を点検、確認し、その結果を踏まえて対応を検討していきます。

次に、小中学校の児童生徒のヘルメット着用などの安全教育強化についてです。

ヘルメットの着用について、小学校では学級会や全校集会および全校下校時に、ヘルメットの着用を含めた交通安全全般についての指導や呼びかけを行っています。

中学校では、保険への加入とヘルメットの着用を条件に自転車登校を認めています。また、学級指導などの時間に、登下校以外の休日などに自転車に乗る際にもヘルメットを着用するよう呼びかけています。

児童生徒の安全教育を強化するためには、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが重要

です。学校では、教職員の研修を行い、ヘルメット着用を含めた安全教育の充実に努めています。また、保護者や地域住民には、PTA活動や地区での懇談会を通じて、交通安全に対する理解を深めてもらう取り組みを行っています。

市では、交通安全ボランティアとの連携を強化するなど、地域全体で安全意識を高め、児童生徒が安心して通学できる環境づくりに取り組んでいきます。

次に、小学校児童の通学における公共交通の利用についてです。

A I デマンド交通「のるーと笛吹」をはじめ市内の公共交通機関は、小学校児童が日常的に、通学のために利用することは想定していませんが、年齢制限を設けていないため、学校のルールに沿った中で利用することは可能です。

引き続き、危険箇所の解消、児童生徒に対する安全教育、地域住民のボランティアによる見守り活動などを通じて、児童生徒の安全な通学を確保していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

答弁ありがとうございました。今後も児童生徒の安全のために取り組みとか対応を継続してお願いしたいと思います。

再質問はありませんが、意見として少しお話をさせていただきます。

A I デマンド交通「のるーと笛吹」などの公共交通機関の利用は想定していないとの回答がありました。通学時に低学年だけで登校しなければならない児童たちがいます。その道路は笛吹川の堤防で、道路幅は約4メートル、車のすれ違いのままならない広さであるにもかかわらず、登校時間帯には抜け道として使う車が多く通ります。

このような状況の道を低学年が登校することは、非常に危険だと考えます。その状況を見て、行政区長から登校時だけでも「のるーと笛吹」などの公共交通機関を使えないか、費用面でも行政区で、ある程度の負担も考慮したいとのお話がありました。

その地域の特殊性、児童の安心・安全な通学も考慮して、今後検討していただけないかと思えます。

今回、ちょっと資料をお願いして用意いたしました。A4、2枚の写真の付いたものですが、これを見ないと、ちょっと言葉では道路の状況が分からないので説明いたしますと、1枚目が自動車の進路、10月17日に起きた事故現場に向かう自動車の進路ですね。上段左側、上段右側に向けて距離が近くなっていき、一番近い距離が下段の左側です。下段の右側がおおよそ事故時間帯の交差点の視認状況です。

2枚目が自転車目線での進路になります。上段左側が遠距離で、次が上段右側、それから中段右側が近距離になります。下段の右下、これが事故現場のおおよその時間帯の視認状況になります。

ちょっとこれを見ながら、今からお話する場所のイメージをしていただけたらと思います。

10月17日に起きた事故現場の交差点、十字路で、交差点北側は道路に面した建物が建っており、金川原方面から石和方面へ西進した場合には、右側の建物の陰に隠れ、交差点に進入する右側道路が見えません。また、中川公民館から交差点へ向かって南進した場合も、左側の

建物の陰に隠れ、左側方面から来る、金川原方面から交差点へ進入する道路が見えません。

昼間でも見通しの悪い交差点は、夜になれば街灯もない状況なので、ますます見通しが悪くなります。

以前は点滅の信号機が設置されており、見通しが悪くても交差点の存在は遠くからでも認識ができて、事前に注意して通ることができました。

それでも衝突や接触などの事故が多発しており、とても危険な交差点と言わざるを得ず、その中で起きた重大な悲しい事故です。

亡くなった児童のこれからの人生を奪った悲しい事故であり、その事実とご家族の悲しみも加害者は背負っていかなければなりません。

もしも、起きてしまったことにもしもはありませんが、信号機があつたら防げていたかもしれないと考えてしまいます。

そこで、再度、信号機の設置、夜間でも見通しが良くなるように街灯の設置を検討願えないでしょうか。

悲しい事故が二度と起きないように関係各所と調整し、安心・安全に通行できる交差点としてほしいとお願いしたいと思います。

最後に、この質問は同僚の河野正博議員より託された質問です。問題解決のために奔走する姿を見て引き受けました。

河野正博議員の思いも込め、再度お願いをして質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い、山本茂貴君の質疑および質問を許可いたします。

5番、山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

新人議員の山本と申します。

今回、初めてこの壇上に立たせていただきます。

また、このたび教育厚生常任委員会にも配属をされました。今後、教育関係、福祉関係、また地域の問題等、地域の代弁者として質問することになるかと思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、学校の施設、プールについてお伺ひいたします。

現在、市内の各小中学校にはそれぞれプールがありますが、水泳の授業で使用するのは年数回程度と聞いております。毎年、プール開きをするために、学校の先生方が重労働の掃除を行っている現状は、ただでさえ忙しい先生方の時間と労力を費やすことになり、非常にもったいないと感じております。教員の労働時間の短縮、また労働環境の改善ということも、昨今言われております。

また、人員面の話だけではなく、施設の老朽化、多額の維持管理費など、ハード面やコスト

面において、多くの課題を抱えていると思います。

そのような状況を踏まえ、笛吹市では、石和北小学校、石和東小学校、石和南小学校の3つの小学校で試験的に民間プールを活用した授業を行っているという旨を伺いました。民間の施設の活用を進めることも課題解決に必要な取り組みだと思えます。

また、八代地区には、八代町時代の町営プールがあります。そういった施設を有効活用することも一案ではないかと思っております。

そこで、学校のプールについて、2点質問をいたします。

(1) 小中学校における水泳授業の民間プールの活用について、今後の方針を伺います。

(2) 部活動の地域移行なども進み、市内1カ所でクラブ活動を行うという方向性も検討されているようですが、将来的に小中学校のプール施設も1カ所に集約するという考えはありますか。

以上2点、市当局の答弁をお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

まず、水泳授業の民間プールの活用についてです。

本市では、現在、石和南小学校、石和東小学校および石和北小学校の3校について、ブルーアース石和に業務委託し、水泳授業を実施しています。今後は、まず小学校の水泳授業について、民間プールの活用を検討することとしており、現在、一宮西小学校、一宮南小学校および一宮北小学校の3校について、令和7年度からの民間プール活用を目指して取り組んでいます。また、民間プールは室内であり気候に左右されないことから、夏季に限らず年間を通じた活用についても研究していきます。

次に、小中学校のプール施設の集約についてです。

市内には小中学校19校が点在しており、各学校から施設までの移動時間、移動方法などに課題があります。民間プールの活用方針を検討する中で、八代中央プールの活用についても検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、一宮以外の小学校と各中学校については触れていなかったのですが、令和7年度は現状のままですという事なのではないでしょうか。また、違った形も考えていらっしゃるのでしょうか。執行部の答弁をお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁をお願いします。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

山本茂貴議員の再質問にお答えします。

令和7年度につきましては、一宮地区以外の小学校、また中学校につきましては、民間活用の予定はありません。

小学校につきましては、令和8年度以降も各小学校から民間プールまでの移動時間や児童数などを考慮し、市外の民間施設の活用も含めて順次拡大していきます。

また、中学校プールにつきましても推進していきたいと考えております。小学校プールの民間移行の進捗状況も踏まえて取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

丁寧なお答え、ありがとうございました。

再質問はありませんが、今後いろんなことが、私どもも、小さなことはいろいろありますが、そんな小さなことと思うような質問もあるかと思えます。地域にとっては重大なこともございます。ぜひともご理解いただきまして、今後ともお願いしたいと思えます。

今後は地域のため、また笛吹市のためにも、少しでも私も力になればと、そのように思っております。

今後ともよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山本茂貴君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はここまでに留め、延会したいと思います。

これにご異議はございますか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでに留め、延会することに決定いたしました。

次の本会議は、明日10日、午前10時から再開いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時08分

令和 6 年

笛吹市議会第 4 回定例会

12 月 10 日

令和6年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和6年12月10日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第125号-議案第150号(一括上程)
上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公 営 企 業 部 長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1および日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは通告に従い、鈴木駿一君の質疑および質問を許可いたします。

6番、鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

煌・フォーラム21の鈴木駿一です。

2日目、トップバッターでございます。よろしく願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を2問、させていただきます。

冒頭ではございますが、10月27日、笛吹市議会議員選挙におきましてご負託をいただきましたこと、そして笛吹市市制施行20周年の節目の年に笛吹市議会初の20代議員として、今日この場に立てていること、人の輪、ご縁に感謝して、一步ずつ着実に先輩議員の背中を追いかけ、胸を借り、これから次世代へつなぐ笛吹市を背負っていく自覚を持ち、そして何より若者らしくはつらつと、笛吹市のために躍動していきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、石和・春日居温泉郷への集客についてです。

世界的な流行をもたらした新型コロナウイルスは、笛吹市の主要産業の一つである観光業にも大きな影響を及ぼし、市内の観光事業者は売上が著しく減少しました。5類感染症に移行したあとは、旅行需要が増え、石和・春日居温泉郷においても、宿泊客数はコロナ禍前までに持ち直しつつあるものの、いまだその影響は大きく残っています。トップシーズンと呼ばれる時期はともかく、冬休み後から3月の春休みに入るまでの間は、特に閑散期であり、集客が課題となっています。

旅館関係者などにおいても、集客に向けて、創意工夫を凝らしながら様々な取り組みを行っていますが、民間事業者だけの努力でこの状況を打破するのは厳しい状況であると感じています。

先日の市長所信表明において、山下市長から「これからの任期は、これまで培ってきたものを最大限生かし、動きを止めずに前に進め、笛吹市をさらに発展される『飛躍のとき』との心強いお言葉がありました。笛吹市の観光業にとっても、官民一体となり、知恵を出し合い、持続可能な温泉地や観光地にしていく、まさに「飛躍のとき」だと思っております。

そこで次のとおり質問いたします。

まず、コロナ禍前と後の笛吹市内の観光客数、宿泊者数の推移を伺います。また、市ではその推移をどのように分析しているでしょうか。

次に、閑散期の集客に向けた市の取り組み状況と、民間事業者との連携・協働の取り組み状況について伺います。

そして市では、第3次笛吹市観光振興計画において、「医療機関との連携」と「新たな組織づくりの確立と広域連携の推進」を重点方針と位置付けて取り組みを進めています。この2つの重点方針の取り組み状況について伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

コロナ禍前と後の笛吹市内の観光客数、宿泊者数の推移、分析についてです。

コロナ禍前の平成30年度における笛吹市内への観光客数は295万6千人、宿泊者数は150万2千人であり、新型コロナウイルスが5類に移行した令和5年度における笛吹市内への観光客数は243万6千人、宿泊者数は121万2千人でした。

コロナ禍前の水準には戻っていない状況ではありますが、令和6年度は、台湾や香港をはじめとしたインバウンド需要の回復が見られ、FUJIYAMAツインテラスやフルーツ狩りなどを楽しむ家族や少人数単位での観光客が回復傾向にあると分析しています。

次に、閑散期の集客に向けた市の取り組み状況と、民間事業者との連携・協働の取り組み状況についてです。

閑散期と呼ばれている冬の時期にさくら温泉通りの桜173本に55万球のイルミネーションを設置しています。期間中の土曜日には、おでん、焼き鳥など温かい食べ物やワインを提供する屋台を通りに出店しイルミネーションを楽しめる空間を演出するとともに、市制施行20周年記念事業として、イルミネーションの中間地点にローマ字で「FUEFUKI」と記したモニュメントをフォトスポットとして設置し、周辺を歩いて回れる環境を整え、集客につながる取り組みを行っています。

また、11月には市長が大手旅行会社を訪れ、観光の情報交換を行うトップセールスを実施し、旅行会社と連携する中で、市内への宿泊を伴うコンテンツを共同で開発していくことを確認しています。その際には、石和温泉旅館協同組合理事長にも同行いただき、ホテル・旅館の現状やインバウンド対応の状況などの説明も併せて行いました。

民間事業者との連携協働については、笛吹市観光物産連盟と石和温泉旅館協同組合が、大手広告業者のリクルートが運営する旅行予約サイト「じゃらんネット」を利用し、本市の観光の魅力を伝える事業を本年度から新たに実施する予定です。

今後も民間事業者と連携を図りながら、本市への誘客を図っていきます。

次に、第3次笛吹市観光振興計画における「医療機関との連携」、「新たな組織づくりの確立と広域連携の推進」の2つの重点方針の取り組み状況についてです。

医療機関との連携については、温泉を利用したリハビリテーション病院が多数存在している本市の特性を生かし、市内の医療・介護福祉団体と連携して、医療と福祉、ユニバーサルデザインを融合した、新たな観光地域づくりを推進していくこととしています。

現在、関係団体との意見交換会を経て、まずは、ホテル、旅館での障がい者等の受け入れ態勢の準備を行うこととし、甲州リハビリテーション病院の協力の下、ホテル、旅館従業員を対象とした講習会を2回開催しました。

令和7年2月には、リハビリテーション病院に入院している患者と家族が市内の旅館と一緒に宿泊するモニターツアーの実施を予定しており、本格的な事業の推進に向けた準備を進めているところです。

新たな組織づくりの確立と広域連携の推進については、官民が協力して広域的な観光による地域づくりを推進するため、その推進主体となる観光地域づくり法人であるDMOの設立に取り組んでいます。

世界農業遺産や日本遺産など峡東3市に共通する地域資源を活用し、地域ブランドの魅力向上を目指して、峡東3市で広域連携に向けての協議を行ってきたところ、令和6年9月に、一般社団法人ワインツーリズムがDMOの候補として観光庁から認定を受けました。今後、峡東3市にまたがる観光ルートの作成や観光プロモーションなどを行いながら、3年後のDMOの登録の認定を目指していきます。

また、DMOと連携を図りながら市内の観光協会とも協議を行い、組織の再編を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

丁寧なご回答ありがとうございました。

意見を述べさせていただきます。

先月は、市長にも大手旅行会社へトップセールスに行ってくださいまして、ありがとうございました。

私自身も観光業の一担い手として、観光地、温泉地がさらに賑わうよう知恵を出し合い尽力していくとともに、官民がより一層連携し、心をつなげて持続可能な観光地、温泉地の発展に努めていくことが大切であると考えます。

また、石和・春日居温泉郷に限らず、笛吹市全体として取り組んでいくことにより、各地域でこれまで大切にされてきた伝統産業、伝統文化の魅力がさらに引き立てられていくと考えます。

答弁にありますとおり、第3次笛吹市観光振興計画に基づき、観光と様々な機関との連携や峡東3市の広域連携を強みにしていき、笛吹市ならではのワクワクするような観光ルートの提案や、笛吹市内、ひいては峡東3市の周遊性、回遊性を高めていくことが重要であります。

令和4年に世界農業遺産に認定された峡東地域の地域資源は、ほかの地域では真似できない

先人の方々の知恵と工夫が生み出した賜物であります。

これらに代表される地域の強みと市場の機会をしっかりとキャッチしていき、積極化戦略を立てていくことで、観光業、宿泊業の飛躍につながっていくと考えております。

重ねてにはなりますが、これからもより一層の連携強化をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、空き店舗の解消についてです。

少子高齢化や人口減少の影響により、全国的に空き店舗の増加が課題となっています。それは笛吹市も例外ではなく、市内には多くの空き店舗や空きテナントがあります。空き店舗が増加すると、地域住民の利便性が低下するだけでなく、賑やかな景観が失われ、「シャッター街」とも言われるように、その地域全体のイメージダウンにもつながります。

笛吹市では、市内で空き店舗および空きテナントが目立つ状況になっていることを踏まえ、令和5年度から空き店舗の建物改修の費用等に補助金を出しています。

空き店舗の解消は、観光地としての魅力向上にもつながる取り組みであり、今後も力を入れて取り組むべき課題であると考えております。

そこで次のとおり質問いたします。

最初に、市内の空き店舗および空きテナントの件数を伺います。

次に、令和5年度および令和6年度現在における「空き店舗活用促進事業費補助金」の補助実績の件数、金額、店舗のジャンルについて伺います。

そして補助事業の効果についてどのように分析しているのか伺います。

最後に、空き店舗の解消に向けた今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の空き店舗および空きテナントの件数についてです。

令和6年9月に空き店舗調査を実施し、石和町で80件、御坂町で20件、一宮町で16件、八代町で8件、春日居町で10件、合計134件の空き店舗および空きテナントを確認しています。

次に、令和5年度および令和6年度現在における空き店舗活用促進事業費補助金の件数、金額、店舗の種類についてです。

令和5年度は5件に対して、合計で494万7千円の補助金を交付しました。令和6年度は11月末現在で3件の交付申請があり、合計で343万4千円を交付決定しています。店舗の種類は定食屋、ラーメン屋、焼き肉屋などです。

次に、補助事業の効果についてです。

市内は、県内有数の観光地であり、多くの人を訪れるエリアとして出店に適していることから、補助金の活用が起業意欲のある方の創業につながっています。

また、空き店舗が再び店舗として利用されることで、そこに人の流れが生まれ、地域の賑わいの創出につながるとともに、景観の荒廃を防ぎ、特に石和温泉郷周辺の空き店舗の解消は、観光地としての地域の活力の向上に寄与するものであると考えています。

次に、今後の取り組みについてです。

今後は、市内金融機関や空き店舗を管理する不動産事業者に対して補助事業の周知を進め、空き店舗の解消につなげていきます。

また、現在の空き店舗活用促進事業費補助金の交付要綱では、補助の対象となる業種を飲食業に限っていますが、更なる空き店舗の解消に向けて、空き店舗を活用した出店希望者のニーズの把握に取り組むとともに、地域の賑わいの創出に寄与できる小売業などを補助対象に追加することを検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

丁寧なご回答ありがとうございました。

意見を述べさせていただきます。

今後の観光地発展のためにも、空き店舗、空きテナントの解消は非常に重要であると考えます。

市内においても各地域にあることから、笛吹市として若者が事業にチャレンジしやすい環境を整えていただくことにより、笛吹市独自の人口減少対策の一つとしても捉えられると思います。

答弁でありましたとおり、現状、補助対象は飲食業に限られておりますが、活用次第では地域特産品の販売や新規事業者がチャレンジしやすいポップアップショップの展開、地域の交流スペースとしても有効活用できる環境整備を期待しております。

行き交う人々が交流を通し、五感で楽しみ、学び、また来たくなるまちづくりを笛吹市として取り組んでいただきたく思うと同時に、私自身も若い世代との交流を通し、笛吹市の取り組みを発信していき、賑わいの創出や地域の活力向上の一翼を担えるよう尽力していきます。

最後になりますが、笛吹市への想いについて少しお話しさせていただくことをお許しください。

私が小学校4年生のときに、この笛吹市が誕生いたしました。当時は何市になるのかなとクラスの友だちと話していたことを記憶しています。

笛吹市の木・花・鳥は市のシンボルが広く市民に親しまれ、将来にわたって市民の心に定着するようとの願いから、当時の笛吹子ども議会にシンボルの選考を要請し、選考委員会の審議、市議会の承認を経て、市のシンボルとして決定されました。

月日は流れ、石和温泉駅南口駅前ロータリーでは、ボランティアの皆さまが手入れをしていただき、きれいなバラが石和温泉駅を降り立った観光客を出迎えてくれています。

私自身としては、教員免許を持つ身分、また地域観光事業者として地元学生や生徒、県外から来る学生、生徒に対して、笛吹市についてという内容の講話や石和温泉についてのレクチャー、探究学習におけるメンターとして出向いたりしておりますが、地域への誇りや愛着を持ち、主体的に行動していくシビックプライドの醸成は、これから笛吹市を担っていく世代においては大切なことであると振り返ってみて、改めて思うばかりです。

笛吹市市制施行20周年という節目の年を迎えました。山下市長が掲げておられるキャッチ

フレーズ「飛躍のとき」、次の1年目が非常に大切であると考えます。新たな風を吹き込み、そして山下市長が考えておられる先を見据えた取り組みに対し、若い目線で物事を考え、笛吹市の更なる飛躍の追い風になれるよう躍動していきます。

当局におかれましては、丁寧なご回答をいただきましたことを感謝申し上げ、私の質問を終了させていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、鈴木駿一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い、松本なつき君の質疑および質問を許可いたします。

なお、松本なつき君からパネルの提示について申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

4番、松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

マツモト・ヒグチの松本なつきです。

議長の許可をいただきましたので、2点、質問をさせていただきます。

県道314号線、笛吹ゴルフセンターと常盤ホテル間の道路がボトルネックのような形状となっている危険について、ご存じのとおり県道314号線にある交差点「石和温泉郷東入口」付近は笛吹市、甲府市、山梨市の地元の人から観光客まで多くが往来する混雑している場所です。この交差点から北の笛吹ゴルフセンターと常盤ホテル間の道路がボトルネックのように狭くなっています。

外国人観光客が多く訪れる石和温泉街と、地域の人でも利用する病院やゴルフセンターとの境目であり、自動車だけではなく歩行者も多く見られます。

この道路で、急な飛び出しや横並びに歩行している観光客と北上してきた自動車が接触しそうになる危険があり、市民から改善の要望がありました。

笛吹警察署に、この区間での事故件数の問い合わせをしたところ、新型コロナウイルスでの影響で観光客が減少した2021年でも物損4件、人身事故1件と、セブンイレブンの駐車場での事故を含まなくても、実際に多くの事故が起きていることが分かりました。

パネルを失礼します。

一因として石和温泉街を訪れる外国人観光客は、とりわけ右側通行の国からの来訪者が多く、右側通行という概念で結果的に逆走してしまっています。

さらに問題の道路の歩道が一般的な歩道約200センチに比べ78センチと極端に狭いということが挙げられます。以上のことを踏まえ、質問に移ります。

1つ、笛吹ゴルフセンターと常盤ホテル前のボトルネック区間はいつ解消されるのか。

2つ、解消されない原因が分かっているのか、地権者との交渉が上手くいっていない等、またその対策は講じているのか。

3つ、この先も長期間、解消される予定がないのなら、逆走してしまっている外国人観光客が逆走をしないように、分かりやすい注意を促せないか。

以上について、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤直規君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

まず、県道314号線のボトルネックのような形状区間の解消についてです。

小松十字路から近津用水までの区間については、歩行空間が十分に確保されていない状況であることは認識しています。しかしながら、本路線は山梨県が管理する道路であり、現時点で山梨県において、当該区間の道路改修計画はありません。

市としては、歩行者が安全に通行できるよう県に改修の要望を行ってまいります。

次に、外国人観光客にも分かりやすい注意喚起についてです。

旅行会社および宿泊施設に対して、日本では歩行者は右側を歩くよう外国人観光客への指導を要望します。

以上、答弁いたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑・質問はありませんか。

松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

ご回答ありがとうございました。

私の意見を述べさせていただきます。

外国人観光客の歩行者と自動車を運転している笛吹市民との事故が起きてしまった場合、市民は日本の道路交通法で罰せられることもありますが、相手はそもそも日本の道路事情や法規を理解せずに利用しています。笛吹市民が不利益を被るのは明白であります。笛吹市民が安心して市内の道路を通行できるようにご検討をお願いします。

続いて、2つ目の質問に移ります。

御坂生涯学習センター等、多くの市民が集まり避難所としても利用する施設にAEDの設置が不十分である現状について。

笛吹市内のAED設置場所を確認すると、各所小中学校や体育館に設置されていますが、催事などで使われる、例えば御坂西小隣の御坂生涯学習センターにはAEDは設置されておらず、御坂西小のAEDを使う必要があります。

しかし、御坂西小のAEDは1階職員室にあると笛吹市のホームページに記載されていますが、土日に使用できるのか、どのように入ったらいいかなどの情報は記載されていません。

AEDの設置基準は、心肺停止者を発見してから5分以内に除細動が行える体制、往復2分以内の距離、直線距離にして150メートル以内が望ましいとされ、誰にでも取りに行ける場所で、特定の人しか入れない場所や入室に許可が必要な場所を避けるのが前提であります。

こういったことから、AEDを使うことができない空白が存在しています。

市内団体の有志が令和5年と6年に、生涯学習課に問い合わせをした結果、利用者数などを考慮して検討するとの返答でありました。

御坂生涯学習センターでは、土日祝日に催事が行われることが多く、現在は催事を準備する

スタッフがあらかじめ公共機関が開いているときにAEDを借りて対応していますが、AEDを借りることができない場合にも公共機関や近隣の病院が閉じているため、必要になったときに、どこに借りに行ったらよいか分からず不安の声が出ています。

以上のことを踏まえ、質問に移ります。

御坂生涯学習センターにAEDを設置することは困難か。

2つ、設置が困難な場合は、職員室を常時開放するのは現実的ではないので、AEDの設置場所を施錠されない共用部分などに移動することはできないか。

3つ、催事などで持ち出し可能なAEDを各地域に配置してみてもどうか。

4つ、AEDを用意する費用の捻出が困難な場合、希望者にBLS（一時救命処置）を受講する補助金等を検討してもらえないか。

補足ですが、BLS講習の相場は1人当たり3万円前後、AEDの新規設置費用30万円前後です。

以上のことをお伺いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

まず、御坂生涯学習センター等社会教育施設へのAEDの設置についてです。

利用者のもしにも備えるため、AED機器が設置されていない社会教育施設について、施設の規模や利用状況を踏まえ、AED機器の設置を検討します。

学校のAED機器の設置場所について、一般財団法人日本救急医療財団が定める「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、施設が児童生徒や住民に開放されている土日や祝日、夜間でも、運動場、体育館などで使用できるように配慮することが望ましいとされています。

AEDを屋外に設置するには、防塵・防水性能を有するとともに、AEDが正常に動作するよう低温や高温に配慮した温度管理などが必要となりますので、先進自治体の事例を参考に、AEDの屋外設置について研究します。

次に、各地域への持ち出し可能なAEDの配置についてです。

各地域への持ち出し可能なAEDの配置については、先進事例を参考に今後研究していきます。

AEDは、高度管理医療機器に分類されており、安全性の確保等を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により、貸与を行う場合は貸与業の許可が必要になっています。

市では、希望する市民や団体に無料でAEDを貸し出していた時期もありましたが、平成25年に薬事法等の一部を改正する法律が施行され、県から法改正に沿った対応をするように指導を受けたため、AEDを貸し出すことを取りやめました。現在、貸し出し相談があった場合には、貸与業の許可を得た業者からのレンタルを勧めています。

次に、一次救命処置に関する講習を受けた場合の補助金についてです。

BLS講習とは、傷病者を発見したときに、救急隊や医師が到着するまでの間に行う応急対応を学ぶ講習です。正しい知識と適切な対応の方法を学習することは、救命処置が必要な方に

遭遇した場合に、大変役に立ちます。

市消防本部では、市ホームページにおいて一般市民向け応急手当WEB講習を公開しており、市民がいつでも受講できる体制を整えています。講習を修了すると、受講証明書が発行されます。また、各種団体等から応急手当講習の希望があった場合は、無料で講習会を実施しています。このため、講習会受講のための補助金は考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

ご回答ありがとうございました。

最後になりますが、利用者数や予算などの厳しい問題があると思いますが、人命に直結する設備です。何とぞよろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、松本なつき君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い、三枝賢治君の質疑および質問を許可いたします。

2番、三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21の三枝賢治です。

一般質問に入る前に、10月27日の改選により市議会議員となりました。

未熟者ですが、議長をはじめ諸先輩議員の皆さまや新人議員の皆さま、市長ならびに執行部、事務局の方々と共に、笛吹市が日本一住みやすいまちになるよう、自分なりに頑張っております。

また、議員となって最初の一般質問ですので、見苦しい点やお聞き苦しい点があるかは存じますが、何とぞご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

まず、防災対策について、質問させていただきます。

今年は令和6年1月1日に発生した能登半島沖地震を皮切りに、宮崎県日向灘を震源とする地震、台風や豪雨による水害など、全国的に多くの災害が発生しました。この災害において、犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被害に遭われた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

幸いにも山梨県および笛吹市においては、大きな災害も発生せずに済んでおりますが、災害はいつどこで起きるか分かりません。

山下市長は、「防災新時代 命を守るまちづくり」として、地区防災計画の策定支援や全ての指定避難所への防災備蓄倉庫の整備など、市の防災力の強化に向け取り組みを進めておられます。それらの取り組みは、南海トラフ地震や豪雨災害などが懸念される中であって、以前にも

まして、より重要度が高まっているのではないのでしょうか。

本市においては、特に河川氾濫による水害、地震による老朽化した家屋の倒壊等に対する事前の環境整備が必要だと考えております。

そこで次のとおり質問いたします。

1つ、河川氾濫の大きな要因である「土砂の堆積」や「立木、草木の繁茂（鹿や猪などの獣害動物の棲家にもなっています）」を撤去する必要があると思います。市内にある河川の大半は、国や県が管理する河川だと思いますが、国や県に対して、改修や立木撤去、浚渫工事などの要請を行っておりますか。また、市が管理している河川の改修状況について伺います。

2. 笛吹川右岸エリアは、ほぼ全域が浸水想定区域に指定されています。これらの区域では、水害時において笛吹川を渡って指定避難所に避難することとなっていますが、当該区域内で避難所を確保することはできないのでしょうか。例えば、JAふえふき岡部共選所や春日居ゴルフ倶楽部などとの連携、大蔵経寺山トンネルの使用されていないトンネル、県管理のため借り受ける必要があると思いますが、活用などが考えられると思います。

3. 石和温泉街のホテル・旅館には、築20年以上経過する建物が少なくありません。石和温泉街におけるホテル・旅館の耐震化率の推移、耐震化に伴い使用できる補助金の有無、これまでに補助金を活用して耐震化を行った施設の件数を伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えをいたします。

防災対策についてのご質問のうち、まず、国や県への要望および市管理の河川改修状況についてです。

国や県が管理する一級河川については、市職員による現場パトロールや地域からの要望を受け、国、県に要望書を提出し、早期実施に向けた働きかけを行っております。

市で管理する準用河川については、浚渫土砂の撤去や護岸補修など、必要な改修を実施しています。今年度は御坂地区の成田川の浚渫土除去や、春日居地区の長慶川の護岸改修工事を行っています。

次に、笛吹川右岸の浸水想定区域内への避難所の確保についてです。

お住まいの地域において、洪水の危険があり、浸水するおそれがある場合は、早い段階で浸水想定区域から安全な地域に「立退き避難」を行うことが原則であり、自身の安全を確保することが大切です。

本市では、笛吹川をはじめとする市内の河川等の水位が高くなる前の早い段階で「高齢者等避難」を発令します。

これまで、大雨の際に聞こえづらかった屋外放送が、確実に市民の皆さまに届くよう、市では防災アプリを整備しています。多くの方に防災アプリをご活用いただき、迅速な避難行動につなげたいと考えます。

また、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」をすることも可能です。

近年、気候変動の影響により、豪雨による自然災害は、激甚化、頻発化しています。

令和5年度に国が実施した調査では、国内の土砂災害の発生件数は1,471件で、そのうち約2割に相当する328件は、土砂災害警戒区域外で発生しています。

このため、豪雨により避難する場合は、浸水想定区域外で、かつ、山から離れて避難する必要があり、笛吹川が増水する前に左岸側へ避難することを推奨しています。

なお、例示のあったJAふえふき岡部共選所は、土砂災害警戒区域に位置し、春日居ゴルフ倶楽部や大蔵経寺山トンネルは、避難経路において土砂災害の危険性が想定されますので、避難先として避難者を受け入れることは難しいと考えます。

次に、石和温泉街のホテル・旅館の耐震化率の推移、耐震化に使用できる補助金の有無、補助金を活用して耐震化を行った施設の件数についてです。

ホテル・旅館は、建築基準法において、百貨店、飲食店、遊技場などとともに「不特定多数の者が利用する建築物」と位置付けられており、県が特定行政庁として所管しています。

県では、令和2年度に耐震化に係るアンケート調査を実施しており、その結果によると、笛吹市内にある「不特定多数の者が利用する建築物」のうち、ホテル・旅館を含む民間建築物の耐震化率は、令和2年度末時点で91.9%となっています。

耐震化に関する補助金としては、災害時避難路通行確保対策事業があります。これは、緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物の耐震化を促進することを目的としており、耐震設計、耐震改修および建替費の一部を補助する事業ですが、これまでこの補助金を活用して耐震化を行ったホテルや旅館はありません。

本市では、笛吹市耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震化に向け様々な取り組みを行っています。これまでは、より危険度の高い木造個人住宅などの耐震化の促進を重点的に実施してきましたが、大規模地震が懸念される中であって、安全・安心な観光地づくりのためにホテルや旅館の耐震化を進めることは大変重要であると考えます。

今後、県と連携しながら、市内のホテル・旅館の耐震化の促進に向け、支援策を検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁、ありがとうございました。

一言、意見を述べさせていただきます。

河川改修については、喫緊の課題だと思います。国や県への要望も随時行っていただき、立ち木や草木の除却、河川改修等が早期に実施していただけるよう切にお願いいたします。

また、浸水する恐れがある場合、早い段階での立ち退き避難を行うため、確実に伝達する防災アプリの整備を行っているということですが、簡単に操作でき、高齢者などにも使いやすいアプリの構築をよろしくお願いいたします。

また、右岸側においても総合避難所の整備などを切にお願いいたします。

ホテル・旅館の耐震化については、大勢の宿泊客や従業員の命を守るため大変重要であると思います。耐震化工事を行うには大変な資金が必要だと思いますが、支援策を早急にしていただきたいと思います。

地震災害や豪雨災害などが起こった際に、「想定外の災害だった」というワードが出ないような万全な防災対策を構築していただきたいと思います。

次に、介護事業について質問いたします。

現在、日本では高齢者人口が急速に増加しています。令和6年9月15日に総務省統計局が公開した「統計からみた我が国の高齢者」によると、令和6年9月時点の日本の総人口は1億2,376万人と前年に比べて59万人減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は3,625万人と前年に比べて2万人増加しております。総人口に占める高齢者の人口の割合は29.3%と過去最高となっております。

笛吹市においても高齢者人口は増加しており、令和3年度時点で高齢者人口の割合が3割を超えています。今後、団塊世代が75歳以上になる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を経て、高齢化が進行していく見込みであり、介護や医療、認知症対策などのニーズがますます増えていくことが予想されます。

こうした中、介護者の高齢化により、介護負担の増加が懸念されます。65歳以上の高齢者が65歳以上の高齢者を介護する「老老介護」、老老介護が進むと要介護者でなく、介護者も認知症を発症する「認認介護」などを行っている方が、市内に多くいる状況です。

そこで次のとおり質問いたします。

(1) 笛吹市では、「老老介護」「認認介護」の調査、把握はしていますか。調査、把握をしているとすれば、それぞれ何世帯いるか伺います。

(2) 現在、市では「老老介護」「認認介護」の方々に対し、どのような支援を行っているか伺います。

(3) 今後も「老老介護」「認認介護」が増えていくことが予想される中、これらに対応するため、取り組み強化をしていく必要があると思います。市では今後どのような取り組みを行っていくのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず「老老介護」「認認介護」の調査、把握についてです。

本市においては、「老老介護」「認認介護」に特化した調査は行っていませんが、在宅介護については、笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査の中の、在宅介護実態調査において、市内の在宅で要介護認定を受けている方の状況把握を行いました。

当該調査によると、在宅介護を受けている人の97%は65歳以上であり、主な介護者の53.3%が65歳以上であることから、在宅介護者の半数以上は65歳以上であることを把握しております。

次に、「老老介護」「認認介護」の方々に対する支援についてです。

まず、個別相談については、お住まいの地域を管轄する長寿包括支援センターが、要介護者の介護サービス等の計画を立てる介護支援専門員とともに対応をしております。その際、要介護高齢者本人のみならず、介護者の健康状態等も踏まえて、適切な介護サービスが受けられる

ように支援しています。また、介護者自身の介護予防事業の利用や家族介護教室への参加を促すなど、高齢の介護者を支援しています。なお、介護者に認知機能の低下等が見られる場合には、適切な医療機関の受診につなげるとともに、財産管理等が必要な場合については、成年後見制度の利用支援も行っています。

次に、「老老介護」「認認介護」増加に伴う今後の取り組みについてです。

今後の取り組みとしては、いきいき百歳体操やフレイル予防事業などの介護予防事業を通じ、要介護状態にならないための取り組みを推進するとともに、地域のつながりが「老老介護」や「認認介護」の早期発見につながることも踏まえ、支え合いの地域づくりを推進していきます。

また、認知症の方を地域全体で見守り、支えていくための認知症サポーターを引き続き養成することで、認知症の方が安心して生活できるような環境整備に努めます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

ありがとうございました。今後もさらに高齢化が進み、「老老介護」「認認介護」が増えていくことが予想されます。また、このほかにも老少介護やヤングケアラーなど、介護に関わる問題が山積しているのが現状だと思います。このような方たちが安心して生活できるような環境整備をなお一層、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、三枝賢治君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ただいま議題となっております、議案第125号から議案第150号までの26案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日12月11日から12月17日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議はございますか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月11日から12月17日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は12月18日、午後1時30分から再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時01分

令和 6 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 8 日

令和6年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和6年12月18日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第125号 | 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第126号 | 笛吹市職員給与条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第127号 | 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第128号 | 笛吹市福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第129号 | 笛吹市保育所条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第130号 | 令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第 7 | 議案第131号 | 令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 8 | 議案第132号 | 令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 9 | 議案第133号 | 令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第10 | 議案第134号 | 令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第11 | 議案第135号 | 令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第12 | 議案第136号 | 令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第13 | 議案第137号 | 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第14 | 議案第138号 | 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第15 | 議案第139号 | 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第16 | 議案第140号 | 不動産の無償譲渡について(大坪ふれあいプラザ) |
| 日程第17 | 議案第141号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市立石和第二保育所) |
| 日程第18 | 議案第142号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居子育て支援センター) |

- 日程第19 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市はなぶさふれあい児童館）
- 日程第20 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市御坂児童センター）
- 日程第21 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代地域振興交流センター）
- 日程第22 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居スポーツ広場及び夜間照明施設（グラウンド、テニスコート））
- 日程第23 議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市芦川国民健康保険診療所）
- 日程第24 議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市みさかふれあい交流センター）
- 日程第25 議案第149号 山梨県市町村総合事務組合の事務及び規約の変更について
- 日程第26 議案第150号 山梨県市町村総合事務組合の財産処分について
- 日程第27 発議第3号 リニア対策特別委員会の設置について
- 日程第28 発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
- 日程第29 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第30 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第31 議案第151号 契約の締結について（ももの里温泉改築工事（建築主体）（債務））
- 日程第32 議案第152号 契約の締結について（ももの里温泉改築工事（機械設備）（債務））
- 日程第33 議案第153号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第34 同意第4号 名所山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第35 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第36 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	山下 政樹	副市長	深澤 和仁
教育長	望月 栄一	総務部長	雨宮 和博
総合政策部長	返田 典雄	会計管理者	中山 勲
市民環境部長	新開 晴彦	保健福祉部長	西海 好治
子供すこやか部長	田中 暁子	産業観光部長	河野 英明
建設部長	佐藤 直規	公営企業部長	佐藤 みのり
教育部長	太田 孝生	総務課長	小林 匡信
政策課長	小澤 宏之	財政課長	柿嶋 信
消防長	鶴川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	井上 博之
議会書記	宮澤 まな美
議会書記	小澤 卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので、ご報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第125号から日程第26 議案第150号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日12月2日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月12日、13日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告します。

議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

総務部防災危機管理課の審査では、災害対策事業、備蓄品整備事業、備品購入費について、委員より、購入する折りたたみ式簡易ベッド購入台数と保管場所についての問いがあり、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、台数は110台を予定している。保管場所は、御坂保健センターの拠点備蓄倉庫を考えており、想定避難者数に充足しない期間については、要支援者等へ優先的に使用していただくことを考えているとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第125号 「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第140号 「不動産の無償譲渡について（大坪ふれあいプラザ）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第148号 「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市みさかふれあい交流センター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第149号 「山梨県市町村総合事務組合の事務及び規約の変更について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第150号 「山梨県市町村総合事務組合の財産処分について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第125号から議案第127号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第125号から議案第127号は原案のとおり可決されました。

議案第140号および議案第148号から議案第150号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第140号および議案第148号から議案第150号は、原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長(神澤敏美君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る12月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案審査について、12月12日、13日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」

保健福祉部長寿支援課の審査では、老人保護措置事業の扶助費が増額となった要因について、より詳しい説明を求めたところ、今年度の入所措置人数が、当初予算要求時点で想定した人数を上回ることが見込まれるためであると説明がありました。

また、老人保護措置の認定数は年々増加しているのか尋ねたところ、ここ数年は横ばいの件数であったが、今年度になり、認定数が増加した。高齢者のみの世帯が10年前と比べて約2千世帯増加している。そのため、今後も増加していく可能性があるとの説明がありました。

委員からは、この老人保護措置費は、老人福祉法の最後の砦といわれるほど重要な制度であるため、今後の運用においても、予算を確保し、制度が機能するようにとの意見がありました。

教育委員会の審査では、委員から、小中学校に関わる事業執行にあたり、やむを得ない事由による補正予算の要求や、事業実施時期の延期などあるが、児童・生徒の学習環境の影響を考え、丁寧に対応していただきたいとの意見がありました。

なお、令和6年請願第3号 「「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について」は、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第128号 「笛吹市福祉センター条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 「笛吹市保育所条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 「令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第132号 「令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第133号 「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第134号 「令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第141号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市立石和第二保育所)」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第142号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居子育て支援センター)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第143号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市はなぶさふれあい児童館)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第144号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市御坂児童センター)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第146号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居スポーツ広場及び夜間照明施設(グラウンド、テニスコート))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第147号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市芦川国民健康保険診療所)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長(神宮司正人君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

議案第130号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第128号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はございますか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

議案第129号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

(なし)

賛成討論を許します。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第129号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

議案第131号から議案第134号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第131号から議案第134号は原案のとおり可決されました。

議案第141号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

(なし)

賛成討論を許します。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第141号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

議案第142号から議案第144号、議案第146号および議案第147号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第142号から議案第144号、議案第146号および議案第147号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、12月12日、13日に委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

建設部土木課の審査では、大坪浸水対策事業の工事の概要について説明を求めたところ、貯水量1万9千立方メートルの調整池と、笛吹川からのバックウォーター現象に対応するため、安全な高さの堤防兼道路をつくり、調整池で降った雨を貯めながら下流へ流す計画である。平成21年から基本設計に着手し、昨年度は、南側の樋門の工事を行い、今年度は、北側の樋門と排水ポンプ2条化の工事を行っているとの説明がありました。

審査終了後には、現地に行き、実際に施工現場を見ながら担当者より説明を受けるとともに、進捗状況の確認を行いました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 「令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第136号 「令和6年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）に

ついて」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第137号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第138号 「令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第139号 「令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代地域振興交流センター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第130号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第135号から議案第139号を一括議題といたします。

本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第135号から議案第139号は、原案のとおり可決されました。

議案第145号を議題といたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第130号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第130号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、全て可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第27 発議第3号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

それでは、発議第3号 「リニア対策特別委員会の設置について」、ご説明申し上げます。

発議第3号につきましては、地方自治法第109条および笛吹市議会委員会条例第6条の規定に基づき提出いたします。

令和6年12月18日

笛吹市議会議長 神宮司正人殿

提出者 笛吹市議会議員 落合俊美

賛同者 笛吹市議会議員 山田宏司

同 神澤敏美

「リニア対策特別委員会の設置について」の提案理由

令和9年（2027年）に品川～名古屋間で営業運転を開始する計画で進められていたリニア中央新幹線は、令和16年（2034年）以降となる見通しとなった。山梨県にあるリニア実験線では実用化にむけて様々な試験が行われている。

リニア中央新幹線の開通により山梨県はもとより本市においても、大都市との多彩な交流を生みだし、新たな観光客の誘致、企業の進出、さらには都市からの定住人口の増大が期待される。

今後も実験線活用とリニア中央新幹線の影響への対策と早期実現を推進するために、笛吹市議会委員会条例第6条の規定により、笛吹市議会にリニア対策特別委員会を設置する。

「リニア対策特別委員会の設置に関する決議」について、名称は、リニア対策特別委員会。「設置の根拠」「目的」は、先ほど申し上げたとおりでございます。

設置期間は、現議員の任期までとする。

委員の定数は、9名以内とする。

以上、リニア対策特別委員会の設置についての提出する内容でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（神宮司正人君）

お諮りをいたします。

本案については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、発議第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

重ねてお諮りします。

ただいま、設置されましたリニア対策特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、私、神宮司正人、河野正博君、山田宏司君、神澤敏美君、落合俊美君、荻野陽子君、山本茂貴君、海野利比古君、以上の8名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員をリニア対策特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各委員は、休憩中に委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行い、報告を願います。

○議長（神宮司正人君）

日程第28 発議第4号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神澤敏美君。

○13番議員（神澤敏美君）

発議第4号

令和6年12月18日 提出

笛吹市議会議長 神宮司正人殿

提出者 笛吹市議会議員 神澤敏美

賛同者 同 山田宏司

同 落合俊美

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金へ

の地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（神宮司正人君）

お諮りをいたします。

本案については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第4号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第29 「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、樋口滝人君を指名します。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

○議長（神宮司正人君）

日程第30 「選挙管理委員及び補充員の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

選挙管理委員に返田隆君、鶴田一二美君、石倉初夫君、霜村守久君。

補充員に伊丹正則君、河阪昌則君、橘田宗一君、石倉清美君。

以上のとおり指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が選挙管理委員及び選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま指名しました順序に決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中、リニア対策特別委員会を開催します。

なお、リニア対策特別委員会の委員以外の皆さんはお待ちいただき、委員会が終了しましたら再開をいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時31分

○議長(神宮司正人君)

再開いたします。

休憩中、リニア対策特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長より報告させます。

井上議会事務局長。

○議会事務局長(井上博之君)

それでは、ご報告申し上げます。

リニア対策特別委員会委員長に海野利比古議員、副委員長に山本茂貴議員。

以上でございます。

○議長(神宮司正人君)

ただいま、市長より追加議案3案および同意案件2件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第31 議案第151号から日程第35 同意第5号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、その他の議案5件です。

まず、「契約の締結について」は、ももの里温泉改築工事に伴う建築主体工事および機械設備工事の契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第2条の規定により、それぞれ議会の議決をお願いするものです。

次に、「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の任期が、令和7年6月末日をもって満了することに伴い、新たな委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は宮澤政彦氏です。宮澤氏は新任で、任期は令和7年7月1日から3年間です。

次に、「名所山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」は、委員の任期満了に伴い、新たに委員として、中村武仁氏、高野俊裕氏、北野幸徳氏、齊藤三男氏、渡邊一広氏、江川英明氏、中山元氏の7人の選任について、名所山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

7人はいずれも新任で、任期は令和7年1月1日から4年間です。

次に、「教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員2名の任期が、令和6年12月末日をもって満了することに伴い、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

新たな委員は、加賀美公人氏、鎮目由美子氏です。2人は共に新任で、任期は令和7年1月1日から4年間です。

なお、経歴等については、案件の末尾にあります資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

日程第31 議案第151号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終わります。

日程第32 議案第152号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第151号および議案第152号については、お手元に

配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第33 議案第153号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第153号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第153号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第153号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第153号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第153号は原案のとおり可決されました。

日程第34 同意第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第4号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第35 同意第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第5号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより同意第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま同意されました加賀美新教育委員と、鎮目新教育委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

加賀美公人君と鎮目由美子君の入場を許可します。

(入 場)

加賀美公人君、鎮目由美子君に申し上げます。

ただいま、議題となりました教育委員会委員の任命については、同意されたことを報告いたします。

それでは、加賀美公人君の発言を許します。

○教育委員(加賀美公人君)

議長よりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、教育委員選任のご同意をいただきました加賀美公人と申します。

このたび教育委員という重責を担わせていただくこととなりました。最善の努力を傾注して、この職責を果たしてまいりたいと考えております。

今後とも格段のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

次に、鎮目由美子君の発言を許します。

○教育委員（鎮目由美子君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、教育委員の選任の同意をいただきました鎮目由美子と申します。

今回、教育委員という重責を担わせていただくことになりました。最善の努力を傾注して、この職責を果たしたいと考えております。

今後とも格段のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

○議長（神宮司正人君）

お二人ともありがとうございました。

加賀美公人君、鎮目由美子君の退場を求めます。

ありがとうございました。

（退場）

ここで暫時休憩します。

休憩中、所管の委員会において議案第151号および議案第152号の審査をお願いします。

なお、教育厚生常任委員会、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さま方にはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時40分

○議長（神宮司正人君）

それでは、再開をいたします。

議案第151号および議案第152号を一括議題とします。

先ほど、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

先ほど本会議において、本委員会に付託されました議案第151号、議案第152号の審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第151号 「契約の締結について（ももの里温泉改築工事（建築主体）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第152号 「契約の締結について（ももの里温泉改築工事（機械設備）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

議案第151号を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第151号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第151号は原案のとおり可決されました。

議案第152号を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結いたします。

これより議案第152号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第152号は原案のとおり可決されました。

○議長 (神宮司正人君)

日程第36 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許可します。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

令和6年笛吹市議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、12月2日から本日まで17日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について、様々なご質問をいただきましたが、現状の課題として認識をし、市政発展のため、生かしていく考えですので、一層のご協力をお願いを申し上げます。

芦川小学校屋内運動場内に学童保育クラブを設置するため、本年5月から進めてきた芦川学童保育施設増改築工事については、12月9日に完了をしました。これにより、学童保育クラブが設置されていなかった芦川地域においても、子育て環境の充実が図られることとなります。令和7年4月1日からの開設に向けて準備を進めてまいります。

年明けには、各種行事を予定しております。

1月5日には、石和農村スポーツ広場において、笛吹市消防団出初式を行います。消防団員450人が参加をし、消防団員の団結力の強化を図るとともに、多年にわたる功労者の功績を称え、表彰を行います。

1月7日には、ホテル石庭において「令和7年新春交歓会 叙勲・褒章・大臣表彰・県政功績者受章者祝賀会」を開催します。市議会議員の皆さまをはじめ、各種委員および団体代表者の皆さまにご出席をいただき、新春を祝賀するとともに、受章者の功績を称えたいと思います。

1月12日には、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館において「笛吹市二十歳の誓い」を開催します。二十歳を迎えられた約620人の希望に満ちた門出をお祝いします。

私は、毎年、年頭の仕事始め式において、その年に市役所職員に求めることを年間の行動テーマとして示しており、本年は、「仕事は想像から始まる」を掲げました。

目の前の仕事をただ漫然と処理するのではなく、その仕事の持つ意味を想像し、そして、その先にいる全ての市民の幸せを思い描く。職員は、その大切さを改めて胸に刻みながら、職務に励んでもらいたいと思います。

さて、来年は「巳年」です。「巳」は、起こる、始まるといった意味を持ち、「巳年」は、これまで努力して培ってきたことが実を結び始める年だと言われています。また、蛇が脱皮して生まれ変わる姿から、新しい挑戦や変化に前向きな姿勢を表す年になると言われています。

新たな年が、本市のこれまで蒔いてきた取り組みの種が実を結び、そして、成熟を深める1年となるように、挑戦を恐れず、市政運営に邁進してまいります。

師走も半ばを過ぎ、何かと慌ただしい時期を迎えますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上、ご健勝にて、ご活躍されますことをお祈り申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上をもちまして、令和6年笛吹市議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時50分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井上博之
議会書記	宮澤まな美
議会書記	小澤卓也